

平成20年度

創業・ベンチャー支援、雇用・人材支援
総合ガイドブック

雇用の創出に向け、3機関の各種支援制度をご紹介

北海道経済産業局
北海道労働局
北海道

クイック・インデックス

起業するときに

支 援 制 度	種 類	頁
・(財)北海道中小企業総合支援センター	相談・情報提供	1
・中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道	相談・情報提供	2
・地域力連携拠点	相談・情報提供	2
・ビジネスプラン実現化支援事業	相談・情報提供	7
・全道企業家応援交流会	相談・情報提供	7
・有限責任事業組合(LLP)制度	相談・情報提供	7
・マーケティングアドバイザー事業	相談・情報提供	9
・創業アカデミー事業	研修・セミナー	11
・団塊の世代向け起業化セミナー	研修・セミナー	12
・雇用創出組織化推進事業	研修・セミナー	12
・北海道中小企業応援ファンド(加速的創業促進支援事業)	補助金	20
・新一村一雇用おこし事業	補助金	25
・受給資格者創業支援助成金	給付金	28
・高齢者等共同就業機会創出助成金	給付金	28
・地域雇用開発助成金(地方再生中小企業創業助成金)	給付金	30
・中小企業総合振興資金(事業活性化資金(創業貸付))	融資制度	45
・新たんぼぼ資金(新生ほっかいどう資金・ワイド融資)	融資制度	46

新たな事業に取り組むときに

支 援 制 度	種 類	頁
・(財)北海道中小企業総合支援センター	相談・情報提供	1
・中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道	相談・情報提供	2
・地域力連携拠点	相談・情報提供	2
・新事業展開等支援窓口	相談・情報提供	3
・ビジネスプラン実現化支援事業	相談・情報提供	7
・参入促進コーディネート事業	相談・情報提供	8
・マーケティングアドバイザー事業	相談・情報提供	9
・新事業展開等スタートアップアカデミー	研修・セミナー	12
・建設業新分野進出支援事業	研修・セミナー	13
・特定分野受注力強化支援事業	研修・セミナー	14
・IT産業ビジネス展開促進モデル事業	研修・セミナー	16
・中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例)	補助金	19
・北海道中小企業応援ファンド(地域資源活用型新産業創出支援事業)	補助金	20
・北海道中小企業応援ファンド(産業クラスター形成促進事業)	補助金	21
・建設業等経営革新補助金	補助金	21
・地域政策総合補助金(新産業創造事業)	補助金	22
・リサイクル産業創出事業費補助金	補助金	23
・新一村一雇用おこし事業	補助金	25
・新連携支援事業	補助金	25
・中小企業地域資源活用プログラム	補助金	26
・地域イノベーション創出研究開発事業(一般枠・農商工連携枠)	委託事業	41
・中小企業総合振興資金(事業活性化資金(ステップアップ貸付、事業革新貸付))	融資制度	45

クイック・インデックス

新たな技術開発に取り組むときに

支 援 制 度	種 類	頁
<ul style="list-style-type: none"> ・(財)北海道中小企業総合支援センター ・道産加工食品付加価値向上促進事業(売れる加工食品開発支援事業) 	相談・情報提供	1
	相談・情報提供	8
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連技術高度化事業 ・北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等 	研修・セミナー	14
	研修・セミナー	15
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例) ・北海道中小企業応援ファンド(産業クラスター形成促進事業) 	補助金	19
	補助金	21
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業等経営革新補助金 	補助金	21
<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業IT利活用促進モデル事業 	補助金	23
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(実用化研究開発事業・事業化支援事業) 	補助金	27
<ul style="list-style-type: none"> ・地域イノベーション創出研究開発事業(一般枠・農商工連携枠) ・地域資源活用型研究開発事業 	委託事業	41
	委託事業	42
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業総合振興資金(事業活性化資金) 	融資制度	45

事業の承継を考えるときに

支 援 制 度	種 類	頁
<ul style="list-style-type: none"> ・地域力連携拠点 ・事業承継促進支援事業 	相談・情報提供	2
	研修・セミナー	11

工場や機械などの設備投資をするときに

支 援 制 度	種 類	頁
<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地を促進するための助成措置(北海道産業振興条例) ・中小企業地域資源活用プログラム ・中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(実用化研究開発事業・事業化支援事業) 	補助金	24
	補助金	26
	補助金	27
<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金) ・人材確保等支援助成金(中小企業能力発揮奨励金) 	給付金	29
	給付金	32
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業総合振興資金(事業活性化資金・産業振興資金) ・設備資金貸付、設備貸与 	融資制度	45
	融資制度	46

クイック・インデックス

新たな雇い入れをするときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ (独)雇用・能力開発機構北海道センター ・ 人材誘致推進事業	相談・情報提供	4
	相談・情報提供	10
・ 新一村一雇用おこし事業	補助金	25
・ 地域雇用開発助成金（雇用開発奨励金）	給付金	29
・ 地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金）	給付金	29
・ 地域雇用開発助成金（地方再生中小企業創業助成金）	給付金	30
・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）	給付金	30
・ 通年雇用奨励金	給付金	31
・ 人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）	給付金	31
・ 人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金）	給付金	32
・ 人材確保等支援助成金（中小企業能力発揮奨励金）	給付金	32
・ 試行雇用奨励金（トライアル雇用）	給付金	33

若年者を雇用するときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ 北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道)	相談・情報提供	6
・ 試行雇用奨励金（トライアル雇用）	給付金	33
・ 試行雇用奨励金（技能承継トライアル雇用）	給付金	33
・ 若年者雇用促進特別奨励金	給付金	34
・ 雇用支援制度導入奨励金	給付金	37
・ 工業高校実践教育導入事業	委託事業	44

高齢者を雇用するときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ (社)北海道高齢・障害者雇用促進協会	相談・情報提供	4
・ 試行雇用奨励金（トライアル雇用）	給付金	33
・ 定年引上げ等奨励金	給付金	37
・ 雇用支援制度導入奨励金	給付金	37

障がい者を雇用するときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ (社)北海道高齢・障害者雇用促進協会	相談・情報提供	4
・ 試行雇用奨励金（トライアル雇用）	給付金	33
・ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用加算奨励金	給付金	34
・ 雇用支援制度導入奨励金	給付金	37

クイック・インデックス

従業員を育成するときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ (財)北海道中小企業総合支援センター	相談・情報提供	1
・ 雇用・能力開発機構北海道センター	相談・情報提供	4
・ 参入促進コーディネート事業	相談・情報提供	8
・ 経営力強化・新分野進出支援人材育成事業	相談・情報提供	9
・ 生産現場カイゼン集中ゼミナール開催事業	研修・セミナー	13
・ 特定分野受注力強化支援事業	研修・セミナー	14
・ 自動車関連技術高度化事業	研修・セミナー	14
・ 北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等	研修・セミナー	15
・ 食品工業高付加価値化総合支援事業(生産管理システム導入促進事業)	研修・セミナー	16
・ 3次元CAD設計技術者育成事業	研修・セミナー	17
・ 現場力養成実践研修事業	研修・セミナー	17
・ 中小企業大学校旭川校の研修制度	研修・セミナー	18
・ 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置 (北海道産業振興条例)	補助金	19
・ 建設業等経営革新補助金	補助金	21
・ 試行雇用奨励金 (技能承継トライアル雇用)	給付金	33
・ キャリア形成促進助成金	給付金	35
・ 産学人材育成パートナーシップ事業	委託事業	43
・ 高専等を活用した中小企業人材育成事業	委託事業	43

介護分野での新サービスを行うときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ (財)介護労働安定センター北海道支部	相談・情報提供	5
・ 介護基盤人材確保助成金	給付金	36
・ 介護雇用管理助成金	給付金	36

労働環境を改善するときに

支 援 制 度	種 類	頁
・ (社)北海道高齢・障害者雇用促進協会	相談・情報提供	4
・ (財)21世紀職業財団北海道事務所	相談・情報提供	5
・ 定年引上げ等奨励金	給付金	37
・ 雇用支援制度導入奨励金	給付金	37
・ 中小企業雇用安定化奨励金	給付金	38
・ 中小企業子育て支援助成金	給付金	38
・ 両立支援レベルアップ助成金	給付金	39
・ 育児休業取得促進助成金 (育児休業取得促進措置、短時間勤務促進措置)	給付金	40

目 次

相談・情報提供		頁
(財)北海道中小企業総合支援センター	1	
中小企業・ベンチャー創業支援センター北海道	2	
地域力連携拠点	2	
新事業展開等支援窓口	3	
中小企業早期再生支援窓口	3	
(独)雇用・能力開発機構北海道センター	4	
(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会	4	
(財)介護労働安定センター北海道支部	5	
(財)21世紀職業財団北海道事務所	5	
北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道)	6	
ビジネスプラン実現化支援事業	7	
全道起業家応援交流会	7	
有限責任事業組合(LLP)制度	7	
参入促進コーディネート事業	8	
道産加工食品付加価値向上促進事業(売れる加工食品開発支援事業)	8	
マーケティングアドバイザー事業	9	
経営力強化・新分野進出支援人材育成事業	9	
人材誘致推進事業	10	
研修・セミナー		頁
創業アカデミー事業	11	
事業承継促進支援事業	11	
団塊の世代向け起業化セミナー	12	
雇用創出組織化推進事業	12	
新事業展開等スタートアップアカデミー	12	
建設業新分野進出支援事業	13	
生産現場カイゼン集中ゼミナール開催事業	13	
特定分野受注力強化支援事業	14	
自動車関連技術高度化事業	14	
北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等	15	
食品工業高付加価値化総合支援事業(生産管理システム導入促進事業)	16	
IT産業ビジネス展開促進モデル事業	16	
3次元CAD設計技術者育成事業	17	
現場力養成実践研修事業	17	
中小企業大学校旭川校の研修制度	18	
補助金		頁
中小企業の競争力の強化を図るための助成措置(北海道産業振興条例)	19	
北海道中小企業応援ファンド(地域資源活用型新産業創出支援事業)	20	
北海道中小企業応援ファンド(加速的創業促進支援事業)	20	
北海道中小企業応援ファンド(産業クラスター形成促進事業)	21	
建設業等経営革新補助金	21	
地域政策総合補助金(新産業創造事業)	22	

補助金(つぎ)

	頁
地域産業IT利活用促進モデル事業	23
リサイクル産業創出事業費補助金	23
企業立地を促進するための助成措置(北海道産業振興条例)	24
新一村一雇用おこし事業	25
新連携支援事業	25
中小企業地域資源活用プログラム	26
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(実用化研究開発事業・事業化支援事業)	27

給付金

	頁
受給資格者創業支援助成金	28
高齢者等共同就業機会創出助成金	28
地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金)	29
地域雇用開発助成金(中核人材活用奨励金)	29
地域雇用開発助成金(地方再生中小企業創業助成金)	30
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)	30
通年雇用奨励金	31
人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)	31
人材確保等支援助成金(中小企業人材確保推進事業助成金)	32
人材確保等支援助成金(中小企業能力発揮奨励金)	32
試行雇用奨励金(トライアル雇用)	33
試行雇用奨励金(技能承継トライアル雇用)	33
若年者雇用促進特別奨励金	34
精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用加算奨励金	34
キャリア形成促進助成金	35
介護基盤人材確保助成金	36
介護雇用管理助成金	36
定年引上げ等奨励金	37
雇用支援制度導入奨励金	37
中小企業雇用安定化奨励金	38
中小企業子育て支援助成金	38
両立支援レベルアップ助成金	39
育児休業取得促進助成金(育児休業取得促進措置、短時間勤務促進措置)	40

委託事業

	頁
地域イノベーション創出研究開発事業(一般枠・農商工連携枠)	41
地域資源活用型研究開発事業	42
産学人材育成パートナーシップ事業	43
高専等を活用した中小企業人材育成事業	43
工業高校等実践教育導入事業	44

融資制度

	頁
中小企業総合振興資金(事業活性化資金・産業振興資金)	45
設備資金貸付、設備貸与	46
新たんぽ資金(新生ほっかいどう資金・ワイド融資)	46

(財)北海道中小企業総合支援センター

(財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新に至るまで、企業が抱えるあらゆる経営課題に応えるためのワンストップサービスを行います。

相談窓口

創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、相談窓口を開設しています。

	相談内容	開設日	相談料
総合相談	中小企業診断士等のスタッフが、起業や経営などに関するあらゆる相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について適切なアドバイスをします。	月曜日～金曜日 9:00～17:00	無料
取引に関する相談 「下請かけこみ寺」	下請かけこみ寺相談員が、取引に関する様々な悩み等に対する相談に応じます。	毎週金曜日 9:00～17:00	無料
特許活用相談	特許導入を希望する企業に対し、特許流通アドバイザーが相談に応じます。	毎週火曜日 10:00～16:00	無料
経営・金融相談	北海道信用保証協会に関する経営・金融に関する相談に応じます。	毎月第4水曜日 10:00～16:00	無料
司法書士相談	会社法に関する相談や、会社登記、契約書の作成に関する相談に応じます。	毎月第2木曜日 13:00～16:00	無料
法律相談	日常の商取引等において生じた問題や、経営活動に係る法律上の問題について、弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。	随時 要事前申込	無料

インターネットからも企業経営に関する相談を受け付けています。

専門家派遣事業

中小企業者等が抱える経営、技術、人事、情報化等の問題に対して適切な診断助言を行うため、豊富な知識と経験を有する専門家を派遣します。

対象者	次の要件を満たす道内の中小企業者、創業予定者及び任意のグループ ・創業及び経営革新等を行い、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者 ・経営革新等、経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること ・専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること
派遣する専門家	・中小企業診断士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士等の有資格者 ・診断助言に必要な専門分野の知識、経験、実績を有する者
費用負担	・派遣に要する謝金及び旅費の2分の1相当額

コンピュータ財務診断

企業の収益性・生産性・健全性等をコンピュータにより分析し、中小企業診断士による補足コメントを付した財務診断報告書を作成します。

対象者	建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、飲食店に属する中小企業者
報告書の構成	総合評価、収益性の分析、生産性の分析、健全性の分析、損益分岐点の分析、補足資料、中小企業診断士による補足コメント
その他	・費用負担 無料 ・作成期間 受付後1週間から10日程度 ・募集時期 随時

【ご利用方法】

- ・診断・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。
- ・また、(財)北海道中小企業総合支援センターでは、上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]	
(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001(代表)
道南支所	0138-34-2600(内597)
道東支所	0155-38-8850

中小企業・ベンチャー創業支援センター北海道

経営革新・創業を目指す中小企業や株式公開までを視野に入れた中小企業に対して、経験豊富な専門家が経営・技術・財務・法務など中小企業の多様な課題に対して高度なコンサルティング等による支援を行います。

支援内容

窓口相談	経験豊富な専門家・アドバイザーが常駐して、中小企業の経営・技術に関してきめ細やかな窓口相談を行うほか、ベンチャー関連などの各種イベントにあわせて相談コーナーを設ける等の出張相談を行います。 また、電話や電子メールによる相談も受け付けています。 (相談はすべて無料)
専門家継続派遣事業	経営・技術・財務・法律などの専門家を長期間継続して派遣し、特定の経営課題の解決に必要な実務知識・ノウハウ面からのアドバイスを行います。 (有料：専門家一人当たり16,700円/日)
企業等OB人材派遣等事業	大手企業等のOB人材を短期集中的に中小企業に派遣し、特定の経営課題の解決に必要な実務知識・ノウハウ面からのアドバイスを行います。 (有料：専門家一人当たり8,000円/日)
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち事業化支援事業	新事業開拓に取り組むことが困難な創業者又は中小企業に対して、資金面での助成を行うとともにビジネスプランの具体化・実用化・販路開拓に向けたコンサルティングを実施し、事業化・市場課支援を行います。 事業助成に関するお問い合わせ (独)中小企業基盤整備機構 新事業支援課 助成金担当
情報提供	国・自治体等が行っている各種施策や制度に関する情報、ベンチャー・創業支援関連の公的支援制度に関する情報などを提供します。

【ご利用方法】

- 支援内容の詳細につきましては、中小企業整備基盤機構 北海道支部までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

中小企業基盤整備機構 北海道支部 中小企業・ベンチャー総合支援センター
011-738-1365

地域力連携拠点

中小・小規模企業の支援実績を有する機関が、中小企業診断士や税理士等の企業経営等のノウハウを持つ者を「応援コーディネーター」として配置し、窓口相談、巡回相談を通じて、企業が抱える課題の解決策の提示、フォローアップを総合的に実施します。

対象となる事業者

- 地域資源活用プログラム、農商工等連携等の支援制度を活用し、新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者など
- 廃業の危険性がある企業、開業希望者

主な支援内容

- IT(インターネット上で財務会計ソフトウェア等)を活用した経営管理、経営改善・革新、地域資源活用や農林漁業者との連携による新商品開発、販路開拓など経営力向上を目指す取り組みを支援。
- 創業、事業転換、廃業経験者の再起業(再チャレンジ)などを支援。
- 後継者難に悩む企業の事業承継を支援。

【ご利用方法】

- 支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局産業部中小企業課 011-709-2311(内線2576)
もしくは各地域力連携拠点 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

新事業展開等支援窓口

新事業展開等に向け課題を有する企業に対し、インキュベーション・マネージャによる課題解決やプランニングづくり等の個別支援を行います。

対象者：新事業展開等をスタートするために、技術面や販路開拓など具体的な課題に取り組む企業

実施地域：道内6圏域（地域産業支援機関）

支援内容：新事業展開等に向けた課題解決、戦略づくり、プランニングづくり

【地域産業支援機関（インキュベーション・マネージャを配置している機関）】

圏域	設置機関
道央圏	(財)室蘭テクノセンター
オホーツク圏	(社)北見工業技術センター運営協会
道南圏	(財)函館地域産業振興財団
道北圏	(株)旭川産業高度化センター
十勝圏	(財)十勝圏振興機構
釧路・根室圏	(財)釧路根室圏産業技術振興センター

【ご利用方法】

・詳細については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5333
 もしくは道内6圏域の地域産業支援機関 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

中小企業早期再生支援窓口

道内6圏域の地域産業支援機関に配置した再生支援マネージャが、地域の金融機関や国の中小企業再生支援協議会と連携して、経営の悪化した中小企業に対し、早い段階からの再生支援を行います。

【地域産業支援機関（中小企業再生支援マネージャを配置している機関）】

圏域	設置機関
道央圏	(財)室蘭テクノセンター
オホーツク圏	(社)北見工業技術センター運営協会
道南圏	(財)函館地域産業振興財団
道北圏	(株)旭川産業高度化センター
十勝圏	(財)十勝圏振興機構
釧路・根室圏	(財)釧路根室圏産業技術振興センター

【ご利用方法】

・経営状況に不安や心配をお持ちの経営者の方は、お気軽に下記までご連絡ください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5333
 もしくは道内6圏域の地域産業支援機関 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

(独) 雇用・能力開発機構北海道センター

雇用や能力開発に関する各種の相談・支援、各種助成金の支給等、職業能力開発促進センターにおける職業訓練を行います。

支援の対象者

- ・ 労働者の雇用管理改善等を図る事業主
- ・ 労働力の確保及び良好な雇用創出のための雇用管理改善等を行う中小企業事業主
- ・ 離職を余儀なくされる労働者の再就職援助措置を講じた事業主及び措置対象者を受け入れた事業主
- ・ 能力開発や職業訓練により職業能力の向上を目指す求職者

主な支援内容

- 1 労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理改善等を行う事業主への支援
- 2 企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進を図る事業主への支援
- 3 職業能力の向上を目指す者や職業訓練受講を希望する者への職業訓練の実施
職業能力開発促進センター 道内4地域(札幌市、函館市、旭川市、釧路市)

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(独) 雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8822

(社) 北海道高齢・障害者雇用促進協会

高齢者及び障害者等の雇用促進と職業生活の向上に関して、相談・援助、研修・講習、啓発・広報活動、助成金の支給などを行います。

< 高齢者関係 >

支援の対象者

- ・ 定年延長や再雇用制度等の整備を図る事業主
- ・ 高齢者等の継続雇用に関して雇用管理改善の取組を行う事業主
- ・ 中高年齢者の雇入れを積極的に行う事業主
- ・ 高齢期の職業生活設計に係る助言、指導業務と研修、セミナー事業

主な支援内容

- ・ 高齢者等の雇用問題に関する啓発
- ・ 高齢者雇用を促進するための助成金の支給
- ・ 高齢者雇用アドバイザーによる企業の高齢者等の継続雇用の推進のための相談・援助
- ・ 事業主に対する雇用問題に関する相談、指導及び援助と各種研修・講習
- ・ 勤労者に対する職業能力開発のための講習

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(社) 北海道高齢・障害者雇用促進協会 高齢者雇用支援部 011-204-9381

< 障害者関係 >

支援の対象者

- ・ 障害者の雇入れを積極的に行う事業主
- ・ 障害者の雇用継続に関して雇用管理改善の取組みを行う事業主

主な支援内容

- ・ 障害者の雇用問題に関する啓発
- ・ 障害者の雇入れや雇用継続を促進するための助成金の支給
(障害者作業施設設置等助成金、障害者介助等助成金、重度障害者等通勤対策助成金等)
- ・ 障害者雇用アドバイザーによる障害者お雇用と職場定着推進のための相談・援助
- ・ 障害者雇用に関する各種講習会

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(社) 北海道高齢・障害者雇用促進協会 障害者雇用支援部 011-242-8581

(財)介護労働安定センター北海道支部

介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上に関する総合的な支援を行います。

支援の対象者

- ・ 介護の仕事につくことを希望する方、あるいは既に介護の仕事に携わっている方でより高度な介護業務を希望する方
- ・ 介護の仕事に携わる方を雇い入れた事業主、又は雇い入れた介護労働者の雇用管理改善を行う事業主

主な支援内容

- 1 介護労働講習
 - (1) 能力開発コース（短期専門コース）
介護支援専門員実務研修受講試験準備講習、介護福祉士試験準備講習など
 - (2) 介護職員基礎研修課程
ハローワークで雇用保険の給付を受けており、介護関係の仕事希望の方等で、将来は介護福祉士を目指す講習
- 2 介護労働者を雇い入れた事業主、雇い入れた者の教育訓練・雇用管理改善及び、雇用環境の改善を図る事業主に対しての助成金を支給

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(財)介護労働安定センター北海道支部 011-219-3157

(財)21世紀職業財団北海道事務所

女性労働者、育児又は介護を行う労働者及び短時間労働者の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立などに関する支援を行います。

支援の対象者

女性労働者、子の養育又は家族の介護を行う労働者及び短時間労働者の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立のための支援等を行う事業主

主な支援内容

- 1 仕事と育児・介護との両立支援
 - ファミリー・フレンドリー・サイト（仕事と家庭の両立のしやすさ診断サイト）
 - 両立支援についての情報提供（両立支援のひろば、男性の育児参加応援サイト、フレーフレーネット）
 - 育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）の支給
- 2 パートタイム労働者の雇用管理の改善
 - パートタイム労働に関する情報提供・相談
 - パートタイマー活躍度診断サイト
 - 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給
- 3 女性の活躍推進の支援
 - ポジティブ・アクション実践研修
 - 女性の活躍推進状況の診断
 - セクシュアルハラスメント防止セミナー
 - セクシュアルハラスメント相談担当者セミナー（有料）
 - 職場におけるセクシュアルハラスメント防止従業員研修への講師派遣（有料）

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(財)21世紀職業財団北海道事務所 011-707-6198

北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道）

34歳以下の若年者の就職を促進するために、北海道経済産業局や北海道労働局などと連携して、カウンセリングやセミナーなどの就職支援サービスをワンストップで提供しています。

また、中小企業の魅力発信や人材確保を支援するため、セミナーや合同企業説明会などを実施しています。

所在地、利用時間、提供サービス

- ・場所 札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階
- ・利用時間 平日：午前9時～午後7時
土曜：午前10時～午後5時（日曜、祝祭日、年末年始は休館）

提供サービス

主なサービスメニュー	内 容
求人情報の発信	ジョブカフェ北海道のホームページで、ジョブカフェパートナーズの求人情報を発信するほか、ジョブカフェ内でも開架しています。
企業セミナー	求人がある企業の採用担当者が講師となり、若者に企業や業界の魅力などを説明するセミナーを開催しています。
企業向けセミナー	企業の採用担当者を対象に、人材確保や育成をテーマとしたセミナーを開催しています。また、新入社員や若手社員を対象としたビジネスマナー研修も実施しています。
定着支援・交流セミナー	入社後3年以内の者を対象に、職場でのコミュニケーション能力向上などをテーマとしたセミナーを開催し、若手従業員の職場定着を支援しています。
合同企業説明会 （ジョブカフェスタ）	求人企業と若者とのマッチングの場として、札幌市、函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市において合同企業説明会を開催しています。また、ジョブカフェ北海道を会場とし、5社程度が参加するミニ合同企業説明会も実施しています。
若年求職者向け事業	相談者のスキルや経験、適性を見極め、就業に至る道筋を示すためのカウンセリングや自己分析、自己PR、面接マナーなどのセミナーを実施し、若年者の就業を支援しています。

「ジョブカフェパートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。ジョブカフェパートナーズとして登録いただきますと、上記のサービスの提供を受けることができます。なお、登録及び各サービスの提供は無料です。

【ご利用方法】

- ・ジョブカフェ北海道にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道） 011-209-4510
ホームページ <http://www.jobcafe-h.jp/>

ビジネスプラン実現化支援事業

道内の創業支援機関と金融機関が協同して、プレゼンテーションの機会を提供し、優れた起業化計画をお持ちの方に、開業資金の一部について融資等を検討します。

支援の対象者

道内で1年以内に新たな事業を起こす方、又は、創業2年未満の方で事業の発展を目指している方

支援の内容

融資等：審査のうえ、「奨励金」と「起業化計画評価書」を差し上げるとともに、開業資金の一部について融資等を検討します。

主催：「ビジネスプラン実現化支援事業」実行委員会

【ご利用方法】

- 募集時期等詳細については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ	011-204-5332
財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部	011-232-2402

全道起業家応援交流会

事業意欲の高い起業家をサポートするため、創業経験者や支援機関等が一堂に集い、幅広い人脈づくりの場となる交流会を開催します。

参集範囲 事業意欲の高い起業家、創業経験者、創業支援機関、金融機関、投資会社等
開催地 札幌市

【ご利用方法】

- 開催の時期等詳細については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ	011-204-5332
-------------------------	--------------

有限責任事業組合（LLP）制度

有限責任事業組合（LLP）設立に関する相談を受け付けます。

制度の概要

出資者全員に有限責任制を付与	有限責任制の導入 LLPの出資者は出資額の範囲までしか責任を負わない。 債権者保護規定の整備 有限責任制の導入に伴い、債権者保護を徹底。 ・有限責任事業組合契約の登記 ・財務データの開示 ・債務超過時の利益分配の禁止
内部自治原則	柔軟な損益や権限の配分 出資者間の損益や権限の配分は、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供などを反映して、出資比率と異なる配分が可能。 内部組織の柔軟性 LLPの経営者（業務執行者）に対する監視の在り方は、出資者の間で柔軟に決めることができる。
構成員課税	LLP自体に課税されず、出資者に直接課税される。

設立までの流れ（設立まで概ね10日間。登録免許税：6万円）

1. 組合員による組合契約書の作成
2. 出資金の払込、現物出資の給付
3. 組合契約登記申請
4. 組合契約の登記の完了

【ご利用方法】

- 詳細については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部新規事業課	011-709-2311（内線2584）
--------------------	----------------------

参入促進コーディネーター事業

地場企業の自動車産業等の加工組立型産業への参入促進を図るため、個別企業毎に、参入促進コーディネーターが巡回訪問を行い、技術的な観点から参入にあたっての問題・課題を洗い出し、その解決に向けた指導・助言を行います。

利用対象者
道内中小企業等

参入促進コーディネーターのご紹介

- ・二村 富夫（にむら とみお）
新明工業(株)北海道工場技術顧問、元トヨタ自動車北海道(株)技監
- ・山本 孝（やまもと たかし）
道都大学経営学部教授、元ダイハツ工業(株)経営企画部長
- ・森永 文彦（もりなが ふみひこ）
酪農学園大学教授、元(社)北海道商工指導センター工業診断部長
- ・伊藤 孝（いとう たかし）
伊藤経営コンサルタント事務所、中小企業診断士

【ご利用方法】

- ・随時申込を受け付けておりますので下記の問い合わせ先までご連絡ください。
詳細についてご説明いたします。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 自動車産業振興グループ 011-204-5226
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sqs/index>

道産加工食品付加価値向上促進事業 (売れる加工食品開発支援事業)

道内食料品製造業者等による新たな加工食品の企画・開発から販路拡大までを支援します。

支援の内容

- 1 アドバイス会等
商品企画・販売、商品パッケージ・デザイン、加工技術、食品衛生・表示の4部門の専門家によるアドバイスの実施、試食評価会の開催、テスト販売の実施、取引商談会への出展。
- 2 パッケージデザイン相談会
パッケージデザインの専門家による相談会の開催、道内パッケージデザイナーによる新たなパッケージの制作。

対象企業等

道内の食料品製造業者、事業等協同組合、農協、漁協等

対象製品

道内の食料品製造業者等が新たに企画・開発し、商品化又は改善等を検討している加工食品

【ご利用方法】

- ・募集時期等詳細については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 食品産業振興グループ 011-204-5337

マーケティングアドバイザー事業

「北海道どさんこプラザ」事業の一環として、首都圏と札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います。

支援の内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言・指導を行います。

アドバイスの方法

面談・電話・FAXなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。また、講演会等の講師として依頼することも可能です。

費用

アドバイスを受けること自体は無料です。
ただし、自社に来てもらうなどアドバイザーに旅行を依頼する場合や、講演を依頼する場合などには、旅費や謝金などが必要になります。

【ご利用方法】

- ・「マーケティング支援依頼書」を商業経済交流課に提出。
「マーケティング支援依頼書」は商業経済交流課HPからダウンロードできます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/skk/marke/adviser.htm>
- ・道は、依頼者の内容に基づき、「北海道どさんこプラザ受託者」と連絡し、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整し、日程や相談方法等について結果を企業に通知します。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商業経済交流課 マーケティング支援グループ 011-204-5340

経営力強化・新分野進出支援人材育成事業

道内建設業者の新分野進出のための技能・技術者の育成や、経営力強化のための技術力向上など、企業の人材育成を支援します。

対象となる事業者

新分野進出や経営力強化のニーズを有する建設業者

支援の内容

- ・人材育成の専門家によるコンサルティングの実施により、人材育成計画（事業内職業能力開発計画）の作成を支援します。
- ・コンサルティングの実施結果に基づき、企業ニーズに応じた職業訓練プランを作成します。

費用

無 料

【ご利用方法】

- ・本制度の支援を受けたい方は、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部労働局人材育成課 民間訓練グループ 011-204-5357
北海道職業能力開発協会 011-825-2385

人材誘致推進事業

首都圏等で高い能力・豊かな経験を持った方々が、情報処理をはじめとする各種技術や事務、営業、販売など自分の得意分野での登録を行い、北海道の企業からの求人を待っています。U・Iターン求人希望登録をしていただくことにより、このような人材の獲得が期待できます。

求人希望登録の概要

- ・毎月、Eメールで首都圏等のU・Iターン希望者の専門的知識や資格・免許などをご紹介する「U・Iターン求職者情報」をお届けします（登録料無料）。

登録者の内訳（2008年4月末現在）

コンピュータ関係技術者45人、機械関係技術者41人、電気・電子関係技術者24人、
土木・建築関係技術者26人、他の技術者22人、研究職29人、専門職30人、管理職
21人、総務・経理事務66人、販売・営業等61人、その他28人・・・計393人

なお、「U・Iターン求職者情報」の中に面接したいU・Iターン希望者がいた場合には、ハローワーク札幌北4条相談コーナー「人材誘致コーナー」を通じ、御社への応募の意志を確認することができます。

- ・登録した求人データは、首都圏等のU・Iターン希望者に「U・Iターン求人情報」として毎月、Eメールで提供されます。

求人希望登録の対象者

- ・道内に所在する事業所であることが必要です。

【ご利用方法】

- ・ハローワーク札幌北4条相談コーナー「人材誘致コーナー」では、企業からの雇用に関する相談やU・Iターン専用求人の申込みを受け付けております。ぜひご来所ください。また、お電話での相談や郵送による登録も受け付けております。お気軽にお電話ください。

所在地等 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル2F

ハローワーク札幌北4条相談コーナー「人材誘致コーナー」

TEL:011-242-8644 FAX:011-242-8633

利用時間 平日/9時00分から17時00分まで（土曜日・日曜日・休祝日・年末年始は休み）

- ・本事業についての詳細は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

北海道経済部労働局人材育成課 産業人材グループ 011-251-3896

創業アカデミー事業

基礎的な創業ノウハウを持つ創業予定者などの再チャレンジや事業承継による創業者にとって、開業に必要な実践的なノウハウを提供する研修会を開催します。

支援の対象者

再チャレンジや事業承継により創業しようとする者

支援の内容

「応用課程」

- ・対象者：再チャレンジする者など
- ・内容：経理、税務、販売などの専門知識を習得
- ・開催地：札幌
- ・受講料：5,000円

「事業承継課程」

- ・対象者：事業承継を希望する開業予定者など
- ・内容：経営、法律などの専門知識を習得
- ・開催地：道内4地域
- ・受講料：5,000円

【ご利用方法】

- ・開催の時期・会場など詳細については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部 011-232-2402

事業承継促進支援事業

高齢化などにより事業承継を考えている事業者に、事業譲渡に必要な実践的なノウハウを提供するセミナーを開催します。

支援の対象者

事業を譲渡したい個人事業主など

支援の内容

「事業承継セミナー」

- ・内容：事業を譲渡する側に必要な心得やノウハウ（承継計画づくり、財産・担保処分、人材育成など）を習得
- ・開催地：道内4地域
- ・受講料：無料

【ご利用方法】

- ・開催の時期・会場など詳細については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部 011-232-2402

団塊の世代向け起業化セミナー

これまで培ってきた知識や経験を活かして起業化を検討している「団塊の世代」の方を対象に、開業ノウハウなどを提供するセミナーを開催します。

内容
起業事例の発表、支援施策等の説明

開催地
札幌市

【ご利用方法】

・開催の時期等詳細については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5332

雇用創出組織化推進事業

協同組合組織（企業組合）を活用した法人（北海道知事認可）の設立による起業化を支援します。

支援の内容

- (1) 起業化講習会の開催
企業組合設立による開業手法、先進事例の紹介等最新の起業情報の提供
- (2) 連携促進事業
起業化相談、企業組合を活用した起業の企画・提案及び起業家支援交流会の開催等
- (3) グループ研究会の開催
起業化計画の作成・指導
- (4) 企業組合設立指導・・・(中央会既存事業)
- (5) 組合運営指導・・・(中央会既存事業)

支援の対象者

道内において拠点を設け、新規開業を目指す方

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道中小企業団体中央会 連携支援部 011-231-1919
北海道経済部商工局商工金融課 中小企業支援グループ 011-204-5331

新事業展開等スタ - トアップアカデミ -

新事業展開等に向けたビジネスプラン作成等の実践的なトレーニング（研修）を実施します。

対象者： 中小企業者

実施地域： 道内6地域（予定）

実施内容： ビジネスプラン作成に必要な講義・作成演習

【ご利用方法】

・開催の時期及び受講料等については、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5333
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ一覧をご覧ください。

建設業新分野進出支援事業

新分野進出を模索・検討している建設企業等を対象に、進出分野の見極めやマーケティング力向上など新分野進出に向けた建設業特有の課題に対応した戦略研究のためのゼミナールを開催します。また、「新分野進出優良建設企業表彰」受賞企業等の事例発表会により、先行企業の優れた取組を紹介します。

事業内容

事業区分	事業内容						
1 建設業新分野進出ステップアップ・ゼミナール	<p>模索・検討中の企業の新分野進出を加速するため、進出分野の見極めやマーケティング力向上などの建設業特有の課題に対応した戦略研究のためのゼミナールを開催。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業対象</td> <td>新分野進出を模索・検討中の建設企業の経営者等</td> </tr> <tr> <td>実施地域</td> <td>道内6圏域</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>進出分野研究、マーケティング研究、地域連携研究</td> </tr> </table>	事業対象	新分野進出を模索・検討中の建設企業の経営者等	実施地域	道内6圏域	実施内容	進出分野研究、マーケティング研究、地域連携研究
事業対象	新分野進出を模索・検討中の建設企業の経営者等						
実施地域	道内6圏域						
実施内容	進出分野研究、マーケティング研究、地域連携研究						
2 優良事例発表会	「新分野進出優良建設企業表彰」受賞企業等の事例発表会を開催し、先行企業の優れた取組を紹介。(札幌市、1回)						

【ご利用方法】

次にお問い合せください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5332
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ一覧をご覧ください。

生産現場カイゼン集中ゼミナール開催事業

コスト競争力の強化を図るため、トヨタ自動車北海道(株)の協力を得て、「トヨタ生産方式」に関する少人数による現場実践を中心とするゼミナールを開催することにより、生産現場のカイゼンを促進します。

トヨタ自動車北海道(株)から直接指導を受けることができます。

利用対象者：道内の基盤技術産業等に属する中小企業

参加定員

- ・10社程度(参加社を2グループに分割。実習場所の工場に参加者が集まり、改善実習を実施)

年間スケジュール(平成20年度予定)

- ・6月：開講式
- ・6月～10月：現場実習
- ・2月：ゼミ成果発表会及びトヨタ生産方式に関する講演会
ゼミ成果発表会及びトヨタ生産方式に関する講演会は、ゼミ参加企業の方以外もご出席いただけます。(別途ご案内予定)

【ご利用方法】

- ・下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・平成20年度の参加企業の募集は5月で終了いたしました。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 自動車産業振興グループ 011-204-5226
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index>

特定分野受注力強化支援事業

自動車産業への参入意欲が高い企業を対象にエンジンをテーマとした受注力や、新工法提案力向上を図るゼミナール事業を平成20年度に実施します。

具体的なスケジュールについては、決定次第、北海道自動車産業集積促進協議会のメールニュース及び道庁産業振興課のホームページでお知らせいたします。

利用対象者：道内のものづくり企業

事業内容

具体的なスケジュールについては、決定次第、北海道自動車産業集積促進協議会のメールニュース及び道庁産業振興課のホームページでお知らせいたします。

【ご利用方法】

- ・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 自動車産業振興グループ
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index>

011-204-5226

自動車関連技術高度化事業

1. プレス加工技術

工業試験場では、自動車産業への参入意欲を持つプレス関連企業に呼びかけ「北海道プレス加工研究会」を平成19年10月に設立しました。

工業試験場で導入したサーボプレス機を用いて、参加企業への自動車産業参入に必要な高度なプレス加工の実用化技術の移転を行っています。

利用対象者：道内のプレス・金型メーカー

募集定員・参加要領（20年度）

- ・プレス・金型メーカー等10～15社程度
- ・参加無料（ただし、視察会参加費用等については、参加者各自の負担）
- ・5月27日開講予定

【ご利用方法】

- ・下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・平成20年度の参加企業の募集は5月で終了いたしました。

[問い合わせ先]

北海道立工業試験場 製品技術部 生産システム科（鶴谷、飯田）

住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西1丁目

011-747-2964

URL : <http://www.hokkaido-iri.go.jp/index.htm>

2. 鋳造技術

製品の品質向上や方案設計の効率化への取り組み意欲を持つ道内鋳造企業を対象に、工業試験場で導入した鋳造CAEシステムを用いて、高度鋳造技術に関する技術開発・蓄積を行います。鋳造メーカーが参加する研究会等と連携しながら技術移転を行います。

利用対象者：道内の鋳物メーカー

募集要領等：鋳物メーカー等10社程度により実施。
7月から順次実施予定（20年度）

【ご利用方法】

- ・下記の問い合わせ先までご連絡ください。

[問い合わせ先]

北海道立工業試験場 技術支援センター 研究支援第四科（戸羽）

011-747-2972

URL : <http://www.hokkaido-iri.go.jp/index.htm>

北海道立工業試験場・北海道立食品加工研究センター等の技術支援等

道立工業試験場、道立食品加工研究センター、道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています。

技術支援等

支援事業	事業内容
技術相談 (無料)	研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。
現地技術支援 所内技術支援 (無料)	研究職員が道内企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 工業試験場等の所内において、道内企業等の技術者や研究者を受け入れ、技術指導などを行います。
技術開発派遣指導 (有料：1日13,200円) 【工業試験場のみ】	研究職員を道内企業等に中長期間(21日以上) 有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援します。
技術研修生の受入 (無料)	道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験設備、機器の開放 (有料)	工業試験場等の各種の設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等の利用に供します。
依頼試験・分析 (有料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。

【ご利用方法】

・詳しくは、下記にお問い合わせください。

[問い合わせ先]
北海道立工業試験場 技術支援センター 技術支援課 住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西1丁目 TEL：011-747-2348 URL： http://www.hokkaido-iri.go.jp/
北海道立食品加工研究センター 企画調整部 相談指導科 住所：〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4 TEL：011-387-4115 URL： http://www.foodhokkaido.gr.jp/
北海道立工業技術センター 住所：〒041-0801 函館市桔梗町379番地 TEL：0138-34-2600 URL： http://www.techakodate.or.jp/center/
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター 住所：〒090-0008 北見市大正353-19 TEL：0155-37-8383 URL： http://foodhotuku.jp/
北海道立十勝圏食品加工技術センター 住所：〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 TEL：0157-36-0680 URL： http://homepage2.nifty.com/t-center/

食品工業高付加価値化総合支援事業 (生産管理システム導入促進事業)

道内の食品製造業の実態にあった生産管理システムを検討し、セミナーやゼミナールをとおしてその導入を促進します。

事業の内容

【生産管理システム導入セミナー（仮称）の開催】

- ・時期 8月～9月
- ・テーマ 道内の食品企業にあった生産管理システムの導入
- ・対象者 道内食品企業の経営者、生産管理部門の責任者等
- ・開催場所 札幌など

【食品工業への生産方式導入ゼミナール（仮称）の開催】

- 1 講義（座学）
 - ・トヨタ生産方式の理念
トヨタ生産方式の概要（「安全・品質」遵守の体制づくりのために必要な「自動化」、「リードタイムの短縮」等）
 - ・食品工業への導入のポイント
食品工業への導入の有効性、問題点の発掘方法・具体的な改善活動やその進め方、トヨタ生産方式導入に向けてのコンサルタントの指導方法や企業内の体制づくり 等
- 2 先進企業視察会
トヨタ生産方式を導入した先進事例の視察
- 3 対象者
生産管理システム（トヨタ生産方式）の導入を検討している食品関連企業（経営者）

【ご利用方法】

- ・詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 食品産業振興グループ	011-204-5337
北海道立食品加工研究センター	011-387-4111（代表）

IT産業ビジネス展開促進モデル事業

製品の改善などのアドバイスや首都圏企業とのマッチングの場の提供することにより、売れるIT商品開発を支援し、新規顧客の開拓を図ります。

支援の対象者

独自技術等の強みを有する道内の小規模IT企業

事業の概要

- ・マーケティング戦略検討会
製品等の改善、販売展開、技術提携の方向性など、商談会に即応した販売力向上に直結する実践的な助言を行う。
場所：札幌市内又は首都圏
内容：道内IT企業の販路開拓に協力可能な首都圏企業等による助言
- ・ビジネスマッチング
マーケティング戦略検討会で受けた助言を活用し、見込み顧客とのマッチングを通じて、販売先の獲得や技術提携等につなげる。
場所：首都圏
内容：首都圏企業等の見込み顧客に対するプレゼンテーション・商談会

募集期間

平成20年6～7月

【ご利用方法】

- ・詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 IT産業グループ	011-204-5311
-------------------------	--------------

3次元CAD設計技術者育成事業

自動車産業が求めるコスト、納期、品質等に対応し、地場企業の参入促進を図るため、自動車産業への受注拡大、新規参入を目指す企業に対して、自動車部品の多種にわたる複雑な形状を設計する際に必要とされる3次元CADの重要性について情報提供するとともに、3次元CADによる設計や解析を行うことができる技術者育成を目的とした講座を開催します。

講座の概要

区分	目的	内容
3次元モノづくりセミナーの開催	経営者・技術担当幹部等を対象に3次元CADの重要性、最新情報等を提供し、意識啓発などを図ります。	対象者：100名程度 経営者・技術担当幹部 内容：専門講師による講演 (例)・自動車産業の受発注の現場 ・事例から学ぶ3次元モノづくり
3次元CAD設計技術者育成講座の開催	技術者等を対象とした自動車部品等の設計のための演習型の講座を開催します。	対象者：20名程度 自動車産業等への受注拡大、新規参入を目指す企業の技術者等 講座の内容 専門講師によるものづくり産業向け講座 〔基礎コース(10名)〕 基本機能の紹介及び操作説明と習得 〔実践コース(10名)〕 やや高度な手法を用いて、さらに有用な設計操作手法や解析等習得

【ご利用方法】

- ・本講座についての詳細は、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部労働局人材育成課 産業人材グループ 011-204-5098

現場力養成実践研修事業

道央圏における中小製造業の現場力(技術・技能)を向上させ、自動車関連産業への参入促進やものづくり産業の振興を図るため、高等技術専門学院の有する設備等の資源を有効活用し、工業試験場や先進企業等の技術研究・開発などの蓄積された高度なノウハウ等について現場技術者・技能者を対象に実践研修を実施します。

研修の概要

コース名	実施学院	研修人数	内容
電子系	札幌	10名 (10名×1コース)	・組み込みソフトウェアについて、設計、実装までの開発の流れについて習得します。
機械系	札幌・室蘭	20名 (10名×1コース×2学院)	・切削・研削加工、金型など、機械加工法の知識と技術を習得します。
金属系	札幌・室蘭・苫小牧	30名 (10名×1コース×3学院)	・TIG溶接技術等、溶接技術に必要な知識、施工法を習得します。
電気系	苫小牧	10名 (10名×1コース)	・工場設備のメンテナンスに必要な電気工事技術や工場・生産設備の自動化に不可欠なシーケンス制御技術について習得します。
合計		70名(7コース)	・各コースとも30時間を標準とします。

【ご利用方法】

- ・本研修についての詳細は、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部労働局人材育成課 産業人材グループ 011-204-5098

中小企業大学校旭川校の研修制度

道内の中小企業の活力ある人材を育成するため、中小企業の経営者、管理者、後継者等を対象に、地域のニーズや産業特性に対応した実践的な研修を行っています。

平成20年度研修事業計画（60コース）

コース名	日程	受講料
若手・新入社員基本講座	4. 2～ 4. 4	29,400円
すぐできる営業の基本	4. 7～ 4. 8	21,000円
カイゼンで見えてくる生産革新	4. 9～ 4.11	31,500円
すぐ読める会社の経営数字	4.14～ 4.15	21,000円
新任管理者養成講座（基本編）	4.16～ 4.18	31,500円
PC活用 誰にも負けないビジネス文書作成術	4.22～ 4.23	21,000円
実践！製造現場P D C A サイクル	4.24～ 4.25	21,000円
管理会計と経営意思決定	5. 8～ 5. 9	23,100円
「コミュニケーション能力」倍増講座	5.12～ 5.14	29,400円
やさしい決算書の読み方・使い方（基本編）	5.19～ 5.20	21,000円
現場改善リーダー養成講座	5.21～ 5.23	29,400円
効率的な新規開拓術	5.25～ 5.27	21,000円
若手社員の「企業人」入門講座	5.28～ 5.30	29,400円
将来を決める部下育成術	6. 2～ 6. 4	31,500円
PC活用プレゼンテーション実践力	6. 5～ 6. 6	21,000円
実践！クレーム対応講座	6. 9～ 6.10	21,000円
すぐわかる経営者の財務講座	6.16～ 6.17	23,100円
商談力を鍛え売上アップ（前・後半）	6.18～ 7.25 インターバル研修	58,800円
事務改善によるコストダウンの進め方	6.23～ 6.24	21,000円
現場カイゼンによるコストダウンの進め方（前・後半）	6.25～ 7.31 インターバル研修	60,900円
リーダーシップと問題解決力	7. 2～ 7. 4	31,500円
労務管理の極意	7. 7～ 7. 8	23,100円
女性社員のキャリアアップ	7. 9～ 7.11	29,400円
経営トップセミナーin北海道	7.14～ 7.15	23,100円
事例に学ぶ！債権管理・回収の実務	7.16～ 7.17	23,100円
トップのための仕事術	8. 1～ 8. 2	23,100円
若手社員のパワーアップ講座	8.27～ 8.29	29,400円
体質強化のための「経営分析」講座	9. 2～ 9. 4	31,500円
「コーチング」活用人材育成講座	9. 9～ 9.11	31,500円
中堅社員のパワーアップ講座（前・後半）	9.17～10.17 インターバル研修	50,400円
資金計画・利益計画の作り方	9.24～ 9.26	31,500円
経営幹部実力養成講座（全3回）	10. 1～12.10 インターバル研修（3日間×3回）	98,700円
明日から使える提案営業	10. 6～10. 8	29,400円
やさしい品質管理入門講座	10. 9～10.10	21,000円
新任管理者養成講座（実践編）	10.21～10.23	31,500円
失敗から学ぶ経営学	10.27～10.28	23,100円
決算書の読み方・使い方（実践編）	10.29～10.31	29,400円
利益を生み出す現場改善講座	11. 5～11. 7	31,500円
明日からできる！お客様ニーズのつかみ方	11.10～11.12	29,400円
業務改善PC活用術	11.13～11.14	21,000円
経営数字の見極め方・活かし方	11.17～11.19	31,500円
トップのための「発想力」講座	11.20～11.21	23,100円
人間力をアップする職場の心理学	11.26～11.28	29,400円
リーダーシップと部下育成	12. 2～12. 4	31,500円
「問題解決力」開発講座	1.14～ 1.16	29,400円
すぐできる5Sの基本	1.19～ 1.21	29,400円
「地域資源活用」製品・事業開発	1.22～ 1.23	23,100円
観光「ホテル・旅館業」活性化講座	1.26～ 1.27	23,100円
営業幹部パワーアップ講座	1.28～ 1.30	31,500円
若手の人間関係力アップ	2. 2～ 2. 3	21,000円
組織を強くする「交渉力」養成講座	2. 4～ 2. 6	31,500円
ものづくり「資材・在庫管理」実践講座	2. 9～ 2.10	21,000円
いまさら聞けない！財務の仕組み	2.12～ 2.13	23,100円
女性ビジネス講座	2.16～ 2.17	21,000円
事例に学ぶ「運送業」活性化講座	2.19～ 2.20	21,000円
「環境」経営講座	2.23～ 2.24	23,100円
誰でも使える営業の基本	2.25～ 2.27	29,400円
トップのための職場のメンタルヘルス	3. 2～ 3. 3	23,100円
成功へ導く「目標管理」の進め方	3. 4～ 3. 6	31,500円
目指せ！一流営業マン！	3.10～ 3.11	21,000円

旭川校の研修受講に際しては、「キャリア形成促進助成金」が活用できます。旭川校の全ての研修が支給対象になります。助成金を受ける手続きや助成できる額など詳しいことは、雇用・能力開発機構北海道センター（巻末問い合わせ先参照）にお問い合わせ下さい。

【ご利用方法】

- ・本研修についての詳細は、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

中小企業大学校旭川校 0166-65-1200

中小企業の競争力の強化を図るための助成措置（北海道産業振興条例）

中小企業の競争力を強化するため、マーケティングや製品開発、人材育成、研究開発等の取組に対し助成します。

支援の内容

対象事業名	対象となる事業内容	助成額	限度額	
マーケティング支援事業	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う各種市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に係る経費に対し補助する事業	市場調査の委託費、出展料、展示工事費、旅費、輸送費等の1/2以内	200万円	
アドバイザー等招へい支援事業	一般分	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発及び生産管理、マーケティング等の専門アドバイザー等の招へいに係る経費に対し補助する事業	旅費、報酬の1/2以内	100万円
	立地企業連携枠	自動車産業、電子機器産業等に参入を目指す加工組立型工業及び基盤技術産業の中小企業者等が、コスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業	旅費、コンサルタント料の1/2以内	200万円
	食品工業振興枠	新分野・新市場進出等を目指す食品工業の中小企業者等がコスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業		
産業人材育成支援事業	一般分	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のための人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業	旅費、入学料、授業料等の1/2以内	50万円
	大学院派遣分	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のための人材養成を図るために行う専門職大学院、社会人を対象とした大学院への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業		
産学連携等研究開発支援事業	道内において構成員が2分の1以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために大学等と連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食品工業、IT産業、バイオ産業、環境産業に関する研究開発に係る経費に対し補助する事業	原材料費、工具費、外注加工費、技術導入費、プログラム開発費、研究者の人件費、特許実施費等の1/2以内	1,200万円	
市場対応型製品開発支援事業	一般分	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	原材料費、外注加工費、技術導入費、特許実施費、市場調査等経費の1/2以内	300万円 （うち市場調査等200万円）
	立地企業連携枠	自動車産業、電子機器産業等に参入を目指す加工組立型工業及び基盤技術産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	原材料費、外注加工費、技術導入費、特許実施費、市場調査等経費の2/3以内	500万円 （うち市場調査等200万円）
	食品工業振興枠	新分野・新市場進出等を目指す食品工業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	（市場調査等 1/2以内）	
	成長先導分野振興枠	新分野・新市場進出等を目指すIT産業、バイオ産業、環境産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	原材料費、外注加工費、技術導入費、特許実施費、システムエンジニア等件費、市場調査等経費の1/2以内	350万円 （うち市場調査等200万円）

【ご利用方法】

・募集時期や詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 ものづくり支援グループ
(財)北海道中小企業総合支援センター(事業助成部)

011-204-5336
011-232-2403

補助金

北海道中小企業応援ファンド事業（地域資源活用型新産業創出支援事業）

地域資源を活用した競争力ある商品づくりやブランド化など事業化実現に向けた取組を支援します。

助成の内容、対象者

区分	対象者	対象事業	助成限度額及び助成率
地域資源活用型事業化実現事業	中小企業者等	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組	300万円 重点分野 2/3以内 その他 1/2以内
地域資源活用型小規模事業者連携促進事業	小規模事業者等で構成される任意グループ	小規模事業者が構成員の3/4以上を占める任意組織による地域資源を活用した新商品開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組	200万円 重点分野 2/3以内 その他 1/2以内

重点分野：自動車産業などへの参入を目指す加工組立型工業・基盤技術産業、食品産業、産業クラスター形成促進支援

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]	
北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ	011-204-5330
(財)北海道中小企業総合支援センター 相談担当部	011-232-2407

北海道中小企業応援ファンド事業（加速的創業促進支援事業）

道内に主たる事業所を設けて、新たに事業を起こそうとする方による新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

助成の内容、対象者

対象者	対象事業	助成限度額及び助成率
創業者	新たに業を起こそうとする者による新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組	100万円 重点分野 2/3以内 その他 1/2以内

重点分野：自動車産業などへの参入を目指す加工組立型工業・基盤技術産業、食品産業、産業クラスター形成促進支援

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]	
北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ	011-204-5330
(財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興担当部	011-232-2402

北海道中小企業応援ファンド事業（産業クラスター形成促進事業）

地域における優位性のある産業を核に、関連企業や研究機関の協働による産学官や産業間の連携を図りながら、地域の強みや特色を活かした産業おこしの取組を支援します。

助成の内容、対象者

区分	対象者	対象事業	助成限度額及び助成率
事業シース可能性拡大支援事業	産業支援機関と中小企業者等による共同事業体	地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行	200万円 2/3以内
市場適応能力高度化促進支援事業		開発した商品やサービスの質の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組	300万円 2/3以内
ブランド化促進支援事業		道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組	1000万円 2/3以内

【ご利用方法】

・詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 中小企業企画グループ 011-204-5330
(財)北海道中小企業総合支援センター 事業推進担当部 011-232-2403

建設業等経営革新補助金

公共工事縮減の影響を大きく受けている中小建設業者等が、経営革新に向けた新分野進出又は新事業展開の事業化計画の実現のために実施する新商品・新役務の研究開発、事業化、販路開拓、人材育成の取組に要する経費の一部を補助し、建設業等の新分野進出等を支援します。

補助対象事業

区分	定義
新分野進出	次のいずれかの取組 (1) 建設業を営む者が行う日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業への進出 (2) 建設業を営む者が、公共工事以外の受注拡大を目的に行う、日本標準産業分類における建設業内の小分類を異にする業種区分の事業への進出 (3) 土木建築サービス業を営む者が行う日本標準産業分類において土木建築サービス業以外の業種区分の事業への進出
新事業展開	次のいずれかに該当する企業間連携により、新市場への進出、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入等を行う取組 (1) 合併による合併新設会社又は合併存続会社 (2) 事業譲渡による譲受会社 (3) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体

補助対象者

公共工事縮減の影響を大きく受けている中小建設業者等

補助率等

補助率 補助対象経費の2分の1以内
限度額 500万円以内（ただし、予算の範囲内で定める額）

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 経営支援グループ 011-204-5332
各支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

補助金

地域政策総合補助金（新産業創造事業）

地域における新産業の創出を推進するため、地域の特性や産業集積などを生かした産業創出への取組を資金面から支援します。

支援の対象者

一般事業	・中小企業者（個人事業主含む）、中小企業等事業協同組合等、公益法人、NPO法人、市民活動団体（生活産業創出事業に限る）、任意グループ（2者以上で構成する任意グループであって、構成員の1/2以上が中小企業者で構成されているもの（札幌市を除く））。
新規成長分野等創出事業	【対象事業】 地域における新規成長分野を中心とした新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な事業
生活産業創出事業	【対象事業】 生活に関連した新たなサービス業の新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な事業
特別対策事業	・中小企業等事業協同組合等、公益法人、任意グループ（3者以上で構成する任意グループであって、構成員の1/2以上が中小企業者で構成されているもの。）NPO法人（労働者受入事業のみ）。
新分野進出支援事業	・上記の団体等のうち、次の又はに該当する中小企業者が含まれているもの 完成工事高の概ね50%以上が公共事業となっている建設業を営むもの 直近1年間のうちいずれか3ヵ月の売上高（受注高）が前年同期比で概ね10%以上減少しているもの 【対象事業】 構造改革等の影響の大きい中小企業者等の新産業の創造や経営多角化を促進する事業
事業者育成事業	・上記の団体等のうち、次の又はに該当する者が含まれているもの（この事業での任意グループは開業を志す個人も中小企業者とみなすが、当該個人のみからなるグループは除く。） 離職希望者（解雇予告された者あるいは開業を志し自主退職を予定している者） 失業者（労働の意志と能力がありながら職に就いていない者） 【対象事業】 離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業
労働者受入事業	・上記の団体等のうち、事業化（新サービス、新製品等の提供開始）後1年間に当該事業において3人以上の新規雇用計画を有するもの 【対象事業】 新たな人材を受け入れることによりニュービジネスの展開が図られ、サービス水準の向上等により市場規模の拡大等を促進する事業

支援の内容

補助率：1/2以内

補助限度額：10万円以上300万円以内

【ご利用方法】

・詳しい要件等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 バイオ・新産業グループ 011-204-5312

支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域産業 I T 利活用促進モデル事業

I T 企業が農林水産業や中小企業者と連携し、農林水産業における生産活動や経営の効率化、流通の高度化などに資する農商工連携の事業を支援します。

補助対象者

中小企業者であって、道内に主たる事務所又は事業所を有する I T 企業

の者で構成されるグループ

又は の者と、道内の農林水産事業者・団体、中小企業者又は中小企業団体で構成されるグループ

補助対象事業

農林水産業の生産活動や経営の効率化、流通の高度化に資する事業において I T を利活用する取組み

農林水産資源の加工、販売及びサービス等の分野において I T を利活用する取組み

補助率

事業費の 1 / 2 以内 (限度額 2 5 0 万円)

補助対象経費

新商品・サービスの開発やシステムの構築等に要する経費

専門家招へい費、旅費、人件費 (対象経費総額の 1/2 以下)、原料費・副材料費、

外注委託費 (対象経費総額の 1/2 以下)、技術導入費、プログラム開発費、

試験依頼費、特許実施費、その他経費

成果の普及に要する経費

専門家招へい費、旅費、会場借上費、その他経費

募集期間

平成 2 0 年 4 月 2 4 日 (木) ~ 5 月 2 3 日 (金)

【ご利用方法】

- ・詳しい要件等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 I T 産業グループ 011-204-5311

リサイクル産業創出事業費補助金

新たなリサイクル産業の創出を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、中小企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査を支援します。

補助対象事業

~ 中小企業等が行うリサイクル製品等の事業化に向けた調査研究事業 ~

【実証実験】

フィールド試験による製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証、

原材料確保調査やコスト算定を目的として行う事業に要する経費

【市場調査】

収益性・物流・販路等のマーケティング調査等を目的として行う事業に要する経費

補助対象事業者・補助率等

補助対象事業者	補助率	補助対象経費	補助限度額
・北海道内に工場、店舗等の事業所を置く中小企業者又は N P O 法人等 ・中小企業者等のグループ (上記のもので概ね構成されているもの。)	事業費の 3 / 4 以内	原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、その他	3 0 0 万円以内

採択基準

- ・相当量が埋立てされるなど、リサイクルの取組みが遅れている産業廃棄物が原料
- ・基礎研究を終了するなど、リサイクルの効果が明らかになっている新技術等に関する計画
- ・有効性、環境影響、市場性等について具体的な課題を有している など

【ご利用方法】

- ・採択基準に該当する事業から、審査委員会の審査を経て採択されます。
- ・事業認定申請書を作成し提出するなど手続が必要です。
- ・詳しくは下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局産業振興課 バイオ・新産業グループ 011-204-5312

企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例）

助成の内容等

類型	分野	対象業種等	新設 増設	対象要件	対象地域	助成額	限度額	通算 限度額
成長産業分野	自動車・同付属品製造業 電気・電子機器製造業 医薬品等製造業	新設 増設	投資額：20億円以上 雇用増：40人以上	全道 (札幌市を除く)	投資額×10%	<自動車> 3.5億円 4 <電気・医薬> 1.5億円 5	<自動車> 4.5億円 <電気・医薬> 3.0億円 同一企業につき	
					投資額×5%	1.0億円		
	基礎技術産業	新設 増設	投資額：2千5百万円以上 雇用増：5人以上	全道 (札幌市を除く)	投資額×10%	3億円	1.5億円 同一企業につき	
					投資額×5%			
	ソフトウェア業	新設	投資額：5千万円以上 特定技術者：5人以上	全道	特定技術者1人 当たり100万円	1億円 (新設後3年間の 累計) かつ投資額の範囲内	-	
	発展基盤施設分野	自然科学研究所	新設	投資額：10億円以上 研究員：5人以上	全道	投資額×10%	10億円	-
航空機整備関連事業		新設 増設	投資額：20億円以上 雇用増：40人以上	全道 (札幌市を除く)	投資額×10%	10億円	-	
国際物流関連事業								国際物流 拠点地域 2
産業集積拠点形成	製造業	新設 及び 増設 1	投資額：5千万円以上 雇用増：5人以上	工業団地 (札幌市を除く)	投資額×8%	3億円	-	
	データセンター事業		投資額：10億円以上 雇用増：20人以上					
市町村連携促進分野	製造業	新設 及び 増設	<市町村が行う立地助成措置の 対象であること> 投資額：2千5百万円以上 雇用増：5人以上	特別対策地域 3	投資額×4% [企業立地促進法 適用地域特例] 新設：投資額×8% 6	1億円 7	5億円 同一企業につき	
	ソフトウェア業 データセンター事業 コールセンター事業					雇用増1人当 り50万円(6人目 から支給)	5千万円 7	-
	試験研究施設							

- 産業集積拠点形成分野（類型）における「増設」については、工業団地内に新たに土地を確保し立地した場合に限る（北海道内における工場等の移転は対象外）
- 「国際物流拠点地域」とは、関税法に規定する開港の臨港地区及び税関空港の飛行場の区域、並びに保税地域をいう。
- 「特別対策地域」とは、以下の法令に基づき指定された地域を有する市町村の区域（合併市町村において、指定された地域が一部の合併関係市町村の区域に限定されている場合は当該合併関係市町村の区域）

<ul style="list-style-type: none"> 農村地域工業等導入促進法に基づく「農村地域」 過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」 離島振興法に基づく「離島振興対策実施地域」 半島振興法に基づく「半島振興対策実施区域」 	<ul style="list-style-type: none"> 低開発地域工業開発促進法に基づく「低開発地域工業開発地区」 多極分散型国土形成促進法に基づく「振興拠点地域」 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく、総務省令で定める地方公共団体において設定された「拠点地区」
---	---

4 自動車・同付属品製造業「新設」上限スライド制

雇用増	限度額
40人以上 100人未満	1.0億円
100人以上 200人未満	2.0億円
200人以上	3.5億円

5 電気・電子機器、医薬品製造業「新設」上限スライド制

雇用増	限度額
40人以上 100人未満	1.0億円
100人以上	1.5億円

- 「企業立地促進法適用地域特例」とは、企業立地促進法の適用地域において、国の同意を受けた基本計画に記載された分野（業種）の立地であって、かつ類型の対象要件を満たす「新設」について適用するもの。
- 市町村連携促進分野（類型）における限度額については、投資額を基準とした助成と雇用増を基準とした助成の合計額が当該施設の投資額を超える場合は、投資額を限度とする。

【ご利用方法】

・助成を受けるためには、工場等の工事着手の60日前から工事着手後30日以内に立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けておくことが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部産業立地推進局産業立地課 立地推進グループ 011-204-5324

新一村一雇用おこし事業

新規開業・新事業展開等により、地域づくりに資する事業に取り組む場合に、事業費と雇い入れ（賃金）について助成します。

助成額

事業費の助成	事業を実施するために必要となる、設備投資資金、運転資金、試験研究費・開発費を助成します。 助成率2分の1以内 250万円限度
雇い入れ（賃金）の助成	事業を実施するために雇い入れた常用の従業員の賃金を助成します。 一般被保険者 30万円/人（人数制限なし）

対象となる事業者

- ・中小企業者、中小企業団体、NPO法人、その他地域づくりに資する団体
- ・市町村から推薦と支援を受けて、道の施策や地域づくりに資する次の事業を行うこと。
新規開業
新事業展開のうち、ものづくり、食、観光、IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活関連分野に進出するもの
建設業等の新分野進出
- ・市町村の人口規模に応じて、次の数の常用の従業員（一般被保険者）を新たに雇い入れること。
札幌市 5人以上 10万人以上市町村 4人以上
3万人以上10万人未満の市町村 3人以上 3万人未満の市町村 2人以上
建設業等の新分野進出に係る事業については、雇い入れ人数の要件が緩和されます。

【ご利用方法】

- ・対象となる事業を行う場合は、事前に事業所の所在する市町村に相談してください。
- ・市町村の推薦と支援が得られる場合、市町村を経由して事業計画書を支庁に提出し、認定を受けてください。
- ・募集時期や詳しい要件については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部労働局雇用労政課 雇用労政グループ(認定・特別支援) 011-204-5353
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

新連携支援事業

異分野の中小企業同士が技術・ノウハウ等の「強み」を持ち寄り、高付加価値の製品・サービスを創出する、新たな連携（新連携）を支援します。

支援対象

2社以上の異分野の中小企業（他に大企業、大学、研究機関、NPO、組合などを含んでもよい）で連携して新たな事業活動を行う方。

平成20年度第2期新連携対策補助金募集は、平成20年7月頃を予定しています。

補助額

事業化・市場化支援事業 (計画認定の必要あり)	新連携計画の認定を受けた連携体が当核計画に従って行う新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助します。 ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額：試作費を申請する場合 上限3,000万円以内/件 試作費を申請しない場合 上限2,500万円以内/件
連携体構築支援事業 (計画認定の必要なし)	優れた経営資源を持ち寄った異分野の中小企業者等が行う連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助します。 ・補助率：2/3以内 ・補助金額：上限500万円以内/件

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

新連携支援北海道地域戦略会議事務局（中小企業基盤整備機構北海道支部内） 011-738-2100
北海道経済産業局産業部中小企業課 011-709-2311（内線2576）

中小企業地域資源活用プログラム

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援します。

支援の概要

<p>中小企業地域資源活用促進法に基づく支援</p>	<p>中小企業地域資源活用促進法に基づく、都道府県の基本構想における地域資源を活用した「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた場合、以下の支援策をパッケージで活用することが可能です。（なお、個別支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金（地域資源売れる商品づくり支援事業） 地域資源を活用した新規性の高い新商品・新サービスの開発・販売等に係る試作品開発、デザイン改良、展示会出展等に係る経費を補助します。 ・補助率：補助対象経費の2/3以内 ・補助金額：下限100万円/件 2. マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス 3. 中小企業基盤整備機構が主催する商談会、アンテナショップ等に対する優先的な出店 4. 政府系金融機関による低利融資制度 5. 設備投資減税 6. 信用保証協会の信用保証の特例措置 7. 高度化融資（中小企業基盤整備機構） 8. 食品流通構造改善促進機構による債務保証等 9. 中小企業投資育成株式会社の支援（出資等）
<p>その他の支援措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域資源活用販路開拓支援事業 地域に特色ある産業資源を活用した商品又はサービスの販路開拓等を行う事業に要する経費について、必要な経費の一部を補助します。 ・補助対象者：地域資源を活用した商品等の販路開拓などに取り組む組合、公益法人等 ・対象事業：地域に特色のある産業資源を活用した商品又は役務の販路開拓を目的として行う事業 ・補助率：補助対象経費の1/2以内 ・補助金額：下限100万円/件 ・補助対象費用：市場調査、商品又は役務の改良（研究開発、試作、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会出展等に係る経費 2. 地域資源活用型研究開発事業 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発を支援します。 3. 地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業 地域の組合、中央会、商工会、商工会議所、地場産業振興センター、都道府県等中小企業支援センター等が、地域の中小企業と外部専門家やビジネスパートナーとをつなぐための交流会、研究会、勉強会などを行う場合に、中小企業基盤整備機構が支援します。 ・助成対象者：組合、中央会、商工会、商工会議所、地場産センター、都道府県等中小企業支援センター等 ・助成率：補助対象と認められる経費以内（定額補助） ・助成額：1件につき100万円以上500万円を超えない範囲の額 <p>【本事業に関するお問い合わせ】 （独）中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 地域活性化支援課 03-5470-1633</p>

支援対象

地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者など

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局産業部中小企業課

011-709-2311（内線2576）

中小企業・ベンチャー挑戦支援事業 (実用化研究開発事業・事業化支援事業)

試験研究に要する経費について補助金を交付するとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に行うことにより、中小企業の技術開発及びその成果の事業化を支援します。

1. 実用化研究開発事業

対象者

中小企業基本法に基づく中小企業者等

補助金額、補助率及び技術開発期間

補助金額：100万円～2,000万円/件

補助率：3分の2以内

技術開発期間：1年以内(交付決定日～年度末まで)

補助対象費用

当該技術開発に必要な費用のうち、原材料費、構築物費、機械装置・工具器具費、外注加工・検証費、技術指導受入費、研究開発委託費、直接人件費、特許取得費及びその他の経費

対象分野

中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発 1

1 研究開発の大部分を外注する場合、事業内容が実証試験のみの場合等、自社開発の要素が低いと判断される場合は対象とならない

募集期間

平成20年3月26日(水)～平成20年4月25日(金)

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部産業技術課

011-709-2311(内線2588)

2. 事業化支援事業

対象者

中小企業者等

支援内容

優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者または中小企業に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓等に向けたコンサルティングを実施し事業化を支援します。

交付元：独立行政法人中小企業基盤整備機構

補助金額：100万円～500万円・外国特許取得予定には300万円増額

補助率：1/2以内

事業期間：1年間(交付決定日から12ヶ月以内)

募集期間：平成20年5月7日～平成20年6月6日

【ご利用方法】

・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

独立行政法人中小企業基盤整備機構 新事業支援部資金助成室

03-5470-1539

給付金

受給資格者創業支援助成金

雇用保険の受給資格者（失業者）自らが創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、創業に要した費用の一部を助成します。

助成額

法人等の設立に要した費用及び法人等の設立の日から3か月以内に生じた費用の1/2
限度額300万円（2期に分けて支給。）

【ご利用方法】

- ・法人等を設立する前に、法人等設立事前届を雇用保険受給資格者の住所を管轄する公共職業安定所又は雇用助成金さっぽろセンターに提出する必要があります。
- ・雇用保険の算定基礎期間が5年以上の受給資格者であり、法人等設立の日の前日において雇用保険支給残日数が1日以上あることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

高年齢者等共同就業機会創出助成金

45歳以上の高年齢者等（高齢創業者）3人以上が、共同して創業（法人を設立）し、45歳以上の高年齢者等を継続して雇用する労働者として雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について助成します。

高齢創業者とは

- 1 法人設立登記日において45歳以上
- 2 法人設立登記日前1年間に離職した者にうち、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者、正当理由がない自己都合によって退職した者、個人事業主であった者及び法人役員（雇用労働者を除く）でない者であること
- 3 法人設立登記日から申請日までに別法人の役員、雇用労働者又は個人事業主等ではない者
- 4 法人設立時の出資者であり、法人設立登記日から継続して、当該法人の業務に日常的に従事していること

助成額

法人の設立に要した費用の2/3（1,000円未満切捨て）
限度額500万円

【ご利用方法】

- ・所定の事業計画書を、(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会を經由して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ提出し、認定を受ける必要があります。
- ・高齢創業者の出資、代表者就任、過半数の議決権などの要件があります。
- ・詳しい要件、申請期間、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 011-204-9381

地域雇用開発助成金（雇用開発奨励金）

事業所の施設又は設備の設置・整備を行い、それに伴い地域に居住する求職者等を雇い入れる場合に、一定額を助成します。

助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに3回支給します。

設置・整備に 要した費用	対象労働者の数									
	3(2)-4人	5-9人	10-14人	15-19人	20-24人	25-29人	30-39人	40-49人	50人以上	
300万円以上 1,000万円未満	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	
1,000万円以上 2,000万円未満	45万円	75万円	150万円	225万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
2,000万円以上 5,000万円未満	60万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
5,000万円以上	75万円	125万円	250万円	375万円	500万円	625万円	750万円	1,000万円	1,250万円	

（ ）内は創業の場合

【ご利用方法】

- ・施設の設置等や求職者の雇い入れを行う前に、所定の計画書を提出し、最大18か月以内にその計画が完了した旨の完了届を提出するなど手続が必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金）

中核人材労働者を受け入れるとともに、その中核人材労働者の2倍以上の地域求職者を雇い入れる場合に、一定額を助成します。

助成額

受け入れた中核人材労働者の人数（5人まで）に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給。

中核人材労働者 1人当たり 140万円（大企業は100万円）
ただし、自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する場合
中核人材労働者 1人当たり 210万円（大企業は150万円）

中核人材労働者とは

熟練技能者、製品・技術の開発担当者又は新分野進出等により新たに発生する事業における業務に就く者をいいます。

【ご利用方法】

- ・新たな事業展開（創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大、経営の高度化等）に資すると認められる中核人材労働者の受入れ又はこれに伴う労働者の雇入れに関する計画届を提出し、最大1年以内に中核人材労働者及び地域求職者を受け入れ、完了届を提出する手続きが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

給付金

地域雇用開発助成金（地方再生中小企業創業助成金）

地方再生分野（北海道は、食料品製造業、飲食料品小売業、社会保険・社会福祉・介護事業。）の事業を行う法人を設立又は個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として労働者を雇い入れる場合に、創業に係る経費及び労働者の雇入れについて一定額を助成します。

助成額

1 創業支援金

法人等の設立の日から6か月以内に要した対象経費の合計額の1/3（以下「基準額」という。）

雇入れ人数が5人以上の場合 限度額500万円
5人未満の場合 限度額300万円

2 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

創業・雇入支援対象者1人につき30万円（上限100人分）

3 追加創業支援金

雇入れが5人未満であった事業主であって、創業支援金の支給を受けた後に、対象労働者を追加して雇い入れ、5人以上になった場合に、差額を以下のとおり支給。

基準額が上限500万円以上の場合：500万円から創業支援金の支給額を減じた額
基準額が上限500万円未満の場合：基準額から創業支援金の支給額を減じた額

【ご利用方法】

- 法人の設立又は個人事業の開業の日から起算して6か月を経過する日までに地方再生事業計画書を提出し、認定を受け、計画に基づき地方再生分野を主たる事業として行うことが必要です。
- 詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は当該助成金に係る取扱を行う有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、賃金の一部を助成します。

対象となる労働者

60歳以上の者、身体・知的・精神障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者など。

支給額

1 高齢者、障害者、母子家庭の母等

支給額：60万円（大企業50万円）
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）

2 1のうち短時間労働者

支給額：40万円（大企業30万円）
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）

3 重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者（短時間労働者を除く）

支給額：120万円（大企業100万円）
助成期間：1年6カ月（6カ月毎に1/3支給）

【ご利用方法】

- 職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者（被保険者でない者）を雇入れることが条件となります。
- 詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

通年雇用奨励金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します。

支給額

- 1 事業所内就業及び事業所外就業の場合
申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2(第1回目は2/3)
限度額 1人あたり54万円(第1回目は71万円) 継続3回まで
- 2 業務転換の場合
申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3
限度額 1人あたり71万円 1回限り
- 3 休業の場合
1 休業期間に支払った休業手当の1/3(第1回目は1/2)
限度額 1人あたり54万円(新規継続労働者は71万円) 2回まで
- 4 職業訓練の場合
季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2(季節的業務以外の職業訓練は2/3)
限度額 1人あたり3万円(季節的業務以外は4万円) 3回まで
- 5 新分野進出の場合
事業所の設置等に要した経費の1/10
限度額 500万円 継続3回まで
- 6 季節トライアル雇用
トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3の額から、トライアル雇用により支給された試行奨励金の額を減額した額
限度額 71万円

【ご利用方法】

- ・厚生労働大臣が指定する業種(林業、建設業、水産食料品製造業等9業種)の事業主が対象です。(季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象)
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局) 011-709-2311(内線3685)
ハローワーク(公共職業安定所) 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)

新分野進出等(創業、異業種への進出)若しくは生産性の向上を目指す中小企業事業主が、中小企業労働力確保法に基づき、北海道知事から雇用管理の改善計画の認定を受け、当該改善計画に基づき、基盤人材の新たな雇入れ等を行い、又は、基盤人材の雇入れ等に伴い一般労働者を新たに雇い入れる場合に、一定額を助成します。

助成額

対象労働者のそれぞれの雇入れの日から起算して1年間を6か月ごと2期に分けて支給。

- 1 基盤人材を雇い入れた場合(5人まで)
新分野進出等 各期 105万円
生産性の向上 各期 70万円(小規模事業所90万円)
- 2 一般労働者を雇い入れた場合(基盤人材の雇入れ数と同数まで)
新分野進出等 各期 20万円
生産性の向上 各期 15万円(小規模事業所20万円)

【ご利用方法】

- ・対象労働者の雇入れ等の前日までに、所定の認定申請書を雇用・能力開発機構北海道センターに提出し、認定を受ける必要があります。
- ・新分野進出等に伴う施設又は設備等の設置・整備に要する費用を250万円以上負担することが必要です。
- ・生産性の向上の場合は、労働生産性が全国平均以下である事業主が対象となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(独)雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8851

給付金

人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金）

中小企業労働力確保法に基づき、北海道知事から雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行った場合に、一定額を助成します。

助成額

認定組合等が行う中小企業人材確保推進事業に要した費用の3分の2。最大3年間支給。
ただし、1事業年度に受給できる限度額は、事業共同組合等の規模に応じて次のとおり

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） | 限度額 1,000万円 |
| ・中規模認定組合等（同100以上500未満） | 限度額 800万円 |
| ・小規模認定組合等（同100未満） | 限度額 600万円 |

支給対象事業について

- 1 年次計画策定・調査事業
- 2 安定的雇用確保事業
- 3 職場定着事業
- 4 モデル事業普及活動事業

【ご利用方法】

- ・北海道労働局から当該推進事業の援助対象の指定を受け、雇用・能力開発機構北海道センターに所定の認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

（独）雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8851

人材確保等支援助成金（中小企業人材能力発揮奨励金）

生産性向上が特に必要な中小企業者等が、中小企業労働力確保法に基づき、北海道知事から雇用管理の改善計画の認定を受け、当該認定計画に基づき雇用環境の高度化を図るための設備の設置又は整備を行い、併せて、労働者の雇い入れを新たに行った場合に、当該設備の設置に要した費用の一部を助成します。

助成額

- 1 雇い入れ人数が1人の場合
設備の設置又は整備に要した額の1/4（小規模事業所1/3）
- 2 雇い入れ人数が2人以上の場合
設備の設置又は整備に要した額の1/3（小規模事業所1/2）
- 3 限度額 1,000万円（小規模事業所1,500万円）

支給対象となる設備投資

生産性の向上に資する設備であって、雇用環境の高度化を図るもの

（例：産業用ロボット、自動縫製装置、自動搬出入装置、PC、POSシステム、高精度小型NC旋盤、三次元CAD等）

【ご利用方法】

- ・設備の設置・整備あるいは対象労働者の雇入れの前日までに所定の認定申請書を雇用・能力開発機構北海道センターに提出し、認定を受ける必要があります。
- ・生産性向上のための設備の設置・整備に要する費用を100万円以上負担することが必要です。
- ・労働生産性が全国平均以下であることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

（独）雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8851

試行雇用奨励金

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者について、その適正や業務遂行の可能性を見極め、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的に、一定期間の試行雇用（トライアル雇用）を行った場合に、一定額を助成します。

助成額

試行雇用労働者1人につき月額4万円（最長3か月分）
なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

対象となる労働者

中高年齢者（45歳以上65歳未満）、若年者等（35歳未満）、母子家庭の母等、季節労働者
中国残留邦人等永住帰国者、障害者、日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレス

【ご利用方法】

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・季節労働者をトライアル雇用する場合は、指定業種以外の事業を行う事業主であることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

試行雇用奨励金（技能継承トライアル雇用）

中小企業の事業の継続・発展に不可欠な技能、技術、ノウハウ等、その技能を継承する若年者（雇入れ日において35歳未満）の能力や業務遂行の可能性を見極め、技能継承者の確保を図るため、一定期間の試行雇用を行った場合に、一定額を助成します。

支給額

試行雇用労働者1人につき月額6万円（最長3か月分）
なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

【ご利用方法】

- ・技能継承トライアル雇用に係る求人公共安定所又は学校等に申込み、その紹介により、技能継承トライアル雇用求人関係資料又は技能継承トライアル雇用実施計画書に基づく対象者に係る技能継承トライアル雇用を行うことが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

給付金

若年者雇用促進特別奨励金

25歳以上35歳未満の不安定就労の期間が長い若年者等を、トライアル雇用終了後に、雇用期間の定めのない労働契約により継続して雇用した場合に、一定額を助成します。

助成額

常用雇用日から起算して6カ月の日までを第1期、その翌日から1年目の日までを第2期とし、次の額を支給します。

25歳以上30歳未満の場合	第1・2期	各15万円
30歳以上35歳未満の場合	第1・2期	各22万5千円

【ご利用方法】

- ・雇入れ日において25歳以上35歳未満の者で、雇入れ日以前の3年間に雇用保険被保険者でなかった者を公共職業安定所の紹介によりトライアル雇用する労働者を雇入れ、常用労働者（雇用保険被保険者）として引き続き6カ月以上雇用することが要件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

精神障害者ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者の求職者を、6～12カ月の期間をかけ、20時間以上の就業を目指すとともに、雇用機会の確保を目的に、ステップアップ雇用を行った場合に、一定額を支給します。

また、効果的な職場適応のため、精神障害者をグループで雇用した場合に、一定額を支給します。

支給額

1 精神障害者ステップアップ雇用奨励金

対象労働者1人当たり月額2万5千円（最大12か月）

なお、欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給

2 グループ雇用奨励加算金

1グループにつき月額2万5千円（最大12か月）

なお、グループメンバーの2人以上が1か月間に8日以上勤務が重なっていること

【ご利用方法】

- ・公共職業安定所の紹介により精神障害者をステップアップ雇用として雇入れることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 011-709-2311（内線3684）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

年間職業能力開発計画を作成し、これに基づき、従業員を対象として、目的が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う場合に、一定額を助成します。

訓練等支給給付金

- 1 従業員に職業訓練（OJT除く）を受けさせる場合（中小企業のみ）
 <助成額>
 - ・ 訓練に要した経費の1/2
 - ・ 訓練時間に応じて支払った賃金の1/2
- 2 パートや契約社員等に職業訓練（OJT除く）を受けさせる場合
 <助成額>
 - ・ 訓練に要した経費の1/2（大企業1/3）
 - ・ 訓練時間に応じて支払った賃金の1/2（大企業1/3）
- 3 認定実習併用職業訓練又は有期実習型訓練を受けさせる場合
 <助成額>
 - ・ 訓練（OJT除く）に要した経費の1/2（大企業1/3）
 - ・ 訓練（OJT除く）時間に応じて支払った賃金の1/2（大企業1/3）
 - ・ 訓練（OJT）の実施時間に応じて、1人につき1時間600円（限度額408,000円）
 - ・ このほか、キャリア・コンサルティングを受けさせる場合の経費及び賃金への助成、能力評価を実施する場合の助成があります。
- 4 従業員の自発的な職業能力開発の支援に対する助成
 <助成額>
 - ・ 事業主が負担した能力開発に係る経費の1/3（大企業1/4）
 - ・ 職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じて支払った賃金の1/3（大企業1/4）
 - ・ このほか、制度導入に係る奨励金や制度の利用促進に係る奨励金があります。

職業能力評価推進給付金

- 従業員に対して、当該事業主以外が行う厚生労働大臣が定める職業能力検定を受講させる場合
 <助成額>
 - ・ 職業能力検定の受検に要する経費（受験料等）の3/4
 - ・ 職業能力検定の受検時間に応じて支払った賃金の3/4
 - ・ 経費及び賃金の助成額をあわせて、1人につき年間5万円が限度

地域雇用開発能力開発助成金

- 事業所が所在する同意雇用開発促進地域（隣接地域を含む）の求職者を雇い入れ、その雇い入れた者又は内定者に職業訓練を受けさせる場合
 <助成額>
 - ・ 職業訓練（OJTを除く）の経費の2/3（大企業1/2）
 - ・ 職業訓練（OJTを除く）期間中に支払った賃金の2/3（大企業1/2）

中小企業雇用創出等能力開発助成金

- 中小企業労働力確保法に基づき、北海道知事から雇用管理の改善計画の認定を受けた中小企業者等が、従業員又は内定者に対し、職業訓練を受けさせる又は教育訓練を受けるために必要な経費を負担若しくは休暇を与える場合
 <助成額>
 - ・ 職業訓練の経費の1/2（小規模事業主2/3）
 - ・ 職業訓練期間中に支払った賃金の1/2（小規模事業主2/3）

【ご利用方法】

- ・ 上記の助成金には、訓練時間に応じた限度額、対象となる訓練時間の上限があります。
- ・ 職業能力開発推進者を選任し、職業能力開発協会に選任届を提出していることが必要です。
- ・ 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、当該計画の内容を従業員に対して周知することが必要です。
- ・ 所定の計画書、受給資格認定申請書を雇用・能力開発機構北海道センターに提出し、受給資格認定を受ける必要があります。
- ・ 詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(独)雇用・能力開発機構北海道センター 011-640-8851

給付金

介護基盤人材確保助成金

介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、介護労働者の定着率改善を図るとともにその雇用管理の改善を推進するために特定労働者を雇い入れる場合に、一定額を助成します。

特定労働者

社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員（1級）資格を有し、かつ、実務経験1年以上の者、又はサービス提供責任者として実務経験1年以上の者。

介護分野での新サービス

介護分野における新規創業、異業種から介護分野への進出、従来から実施していた介護サービスとは別の介護サービスの提供、支店等の増設による営業エリアの拡大等。

助成額

最初に特定労働者を雇い入れた日から起算して6か月の期間に限り、特定労働者1人当たり70万円を限度に支給。（支給対象は3人まで）

【ご利用方法】

- ・介護労働者法に基づき、北海道知事から改善計画の認定を受けること、及び、北海道労働局から介護基盤人材確保助成金申請計画の認定を受けることが必要です。
- ・介護労働者雇用管理責任者を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等により行うことが必要です。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）	011-709-2311（内線3685）
（財）介護労働安定センター北海道支部	011-219-3157

介護雇用管理助成金

介護分野の新サービスの提供等に伴い、雇用管理改善事業を行う場合に、その経費の一部を助成します。

雇用管理改善事業

- 1 採用に関するもの
- 2 人事管理に関するもの
- 3 コンサルタントへの委託に関するもの等
- 4 健康管理に関するもの
- 5 異なるサービスの提供等に伴い必要となる職業訓練及びより高度な技能・技術等の習得をさせるために必要な職業訓練

助成額

支給額は、次の1及び2の合計額とし、限度額100万円

- 1 上記の雇用管理改善事業の1から4の場合
 - ・雇用管理改善に実施に要した額の1/2
- 2 上記の雇用管理改善事業の5
 - ・1年間に事業主が負担した教育訓練等の経費の1/2（1人当たり上限10万円）
 - ・教育訓練の実施期間中に支払った賃金の1/2

【ご利用方法】

- ・介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等を行っていることが要件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

（財）介護労働安定センター北海道支部	011-219-3157
--------------------	--------------

定年引上げ等奨励金

65歳以上への定年の引き上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、70歳まで働ける新たな職域拡大等を行った場合などに、一定額を支給します。

中小企業定年引上げ等奨励金

65歳以上への定年の引き上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止を実施した場合。

<助成額>

- ・事業主が実施した措置及び企業規模（常用被保険者数）に応じて一定額を助成
20万円から120万円まで

70歳定年引上げ等モデル企業助成金

70歳以上まで働くことができる新たな高齢者の職域の拡大等に係る計画の認定を受け、この計画に基づく取組を実施した場合。

<助成額>

- ・認定された計画を具体的に実施するための実施計画の策定に係る経費の1/2（第1期）
限度額 250万円
- ・実施計画の実施に要した経費の1/2（第2期）
限度額 500万円から第1期の助成額を差し引いた額

中小企業高齢者雇用確保実現奨励金

事業主団体が参加の中小企業事業主に対する高齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した場合。

<助成額>

- ・対象期間は1年間とし、前期、後期に区別し、それぞれの期ごとに支給
- ・総支給上限額（100万円～300万円）及び前期支給上限額（50万円～150万円）は、計画申請日における事業主団体の構成事業主の数に応じて定める額

【ご利用方法】

- ・所定の計画書を作成のうえ、北海道高齢・障害者雇用促進協会を経由して、(独)高齢・障害者雇用支援機構に提出し、認定を受ける必要があります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会 011-204-9381

雇用支援制度導入奨励金

トライアル雇用又はステップアップ雇用により雇用した労働者を常用雇用へ移行し、その労働者の就業が容易になるような、一定の雇用環境の改善措置等を実施した場合に一定額を助成します。

支給額

1事業所1回当たり30万円

〔複数の対象労働者に対し、同一の雇用環境の改善措置等を実施した場合は1回の支給、それぞれ別の雇用環境の改善措置等を実施し、合理性がある場合は複数回の支給とするが、指導責任者については異なる場合でも1回限りとする。〕

雇用環境の改善について

- 1 指導責任者を任命し常用雇用後3カ月以上継続して指導・援助を実施
- 2 教育訓練制度、実習制度等を整備
- 3 その他、就業規則、労働協約等の改正を実施し、雇用環境の改善を実施
- 4 母子家庭の母等、障害者、ステップアップ労働者に対し、30分以上の時差出勤を導入
- 5 障害者、ステップアップ労働者のために、在宅勤務制度の導入、通院時間の確保、バリアフリー化等設備の改善、カウンセラー等の設置 のいずれかを実施

【ご利用方法】

- ・トライアル雇用求人、ステップアップ雇用求人を提出し、試行雇用奨励金、精神障害者ステップアップ雇用奨励金の支給対象事業主で、対象労働者を常用雇用に移行した場合に対象となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

給付金

中小企業雇用安定化奨励金

中小企業事業主が有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、労働協約又は就業規則により、新たな転換制度を導入し、かつ当該制度を適用して有期契約労働者を通常の労働者へ転換させた場合に、一定額を助成します。

助成額

- 1 新たに転換制度を導入し、かつ、当該制度を適用しその雇用する有期契約労働者を1人以上通常労働者に転換させた場合
1事業主につき35万円
- 2 制度を導入した日から3年以内に3人（母子家庭の母等を含む場合は2人）以上の有期契約労働者を、当該制度を適用して通常の労働者に転換させた場合
当該対象労働者10人までについて、1人につき10万円
（母子家庭の母等は、1人につき15万円）

【ご利用方法】

- ・雇用する全ての有期契約労働者を対象として、転換制度を労働協約又は就業規則に新たに定めた事業主が対象となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

中小企業子育て支援助成金

労働協約又は就業規則に一定の要件を備えた育児休業、短時間勤務制度を規定する中小企業事業主（従業員100人以下）に対して、育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に一定額を助成します。

支給額

- 育児休業取得者、短時間勤務利用者のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで次の額を支給
- | | | |
|-------|-------|------------------------|
| ・ 1人目 | 育児休業 | 100万円 |
| | 短時間勤務 | 利用期間に応じて、60万円から100万円まで |
| ・ 2人目 | 育児休業 | 60万円 |
| | 短時間勤務 | 利用期間に応じて、20万円から60万円まで |

【ご利用方法】

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届出ていることが必要です。
- ・労働協約又は就業規則に育児休業又は短時間勤務について規定していることが必要です。
- ・当該企業において平成18年4月1日以降、初めて育児休業を取得させ、又は短時間勤務制度を利用させた場合に該当となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

（財）21世紀職業財団北海道事務所 011-707-6198
北海道労働局雇用均等室 011-709-2311（内線3573）

両立支援レベルアップ助成金

事業所内託児施設設置・運営コース

従業員のための託児施設を事業所内に設置する場合に、その設置、運営、増築及び保育遊具等購入に係る費用の一部を助成します。

- <助成額>
- ・設置費 新築又は購入した費用の2/3(大企業1/2)(2,300万円を限度)
 - ・運営費 運営に要した費用の2/3(大企業1/2)(施設規模や運営形態に応じて限度額あり)
 - ・増改築 増築に要した費用の1/2(1,150万円を限度)
立替えに要した費用の1/2(2,300万円を限度)
 - ・保育遊具等購入費 購入に要した費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円を限度)

ベビーシッター費用等補助コース

従業員が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部を補助する制度を設け、費用を補助した場合、育児・介護サービスの提供を行うものと契約し労働者に利用させた場合に助成します。

- <助成額> 事業主が負担した費用の1/2(大企業1/3)
年間限度額は、利用者1人当たり30万円、1事業所当たり360万円

代替要員確保コース

育児休業取得者を育児休業終了後、原職又は原職相当職に復帰させる取扱いを労働協約又は就業規則に規定した上で、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に助成します。

- <助成額> 1人目 50万円(大企業40万円)、2人目以降 15万円(大企業10万円)
1事業所当たり1年度10人まで

子育て期の短時間勤務支援コース

就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた場合に助成します。

- <助成額> 1人目 50万円(大企業40万円)、2人目以降 15万円(大企業10万円)
1事業主あたり延べ10人まで

男性労働者育児参加促進コース

男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行う事業主を指定し、助成します。

- <助成額> 1年度につき1事業主当たり50万円(2年度を限度)

職場風土改革コース

計画的に職場風土改革に取組み、育児休業制度等を取得しやすい環境整備を行う事業主を指定し、成果をあげた場合に助成します。

- <助成額> 両立指標の得点が実施前より向上した場合 50万円

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の維持、向上を図る措置を計画的に実施する場合に助成します。

- <助成額> 職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて、
対象労働者1人当たり21万円(大企業16万円)を限度

【ご利用方法】

- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

(財)21世紀職業財団北海道事務所 011-707-6198

給付金

育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置、短時間勤務促進措置）

従業員に対し、育児休業又は養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行った場合に、その費用の一部を助成します。

助成額

1 育児休業取得促進措置

従業員の育児休業期間中に事業主が行う経済的支援の額の3/4（大企業1/2）

- ・経済的支援とは、事業主が従業員の育児休業期間中に就業規則、給与規定等に基づき従業員に対して支払う手当等をいいます。
- ・助成の対象となる期間の定めがあるほか、対象者の賃金日額などに応じて助成額に上限があります。

2 短時間勤務促進措置

短時間勤務制度の利用前・利用後の基本給の額、短時間勤務制度を利用する場合・利用しない場合の所定労働時間（日数）、助成率（3/4（大企業2/3））などから一定の算定方法により算出した額

- ・雇用保険の期本手当の日額に応じて助成額に上限があります。

【ご利用方法】

- ・労働協約又は就業規則に育児休業の制度、短時間勤務の制度が定められていることが条件となります。
- ・それぞれの措置について3カ月以上連続して利用されることが条件となります。
- ・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局） 011-709-2311（内線3685）
ハローワーク（公共職業安定所） 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

地域イノベーション創出研究開発事業 (一般枠・農商工連携枠)

地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげることを目的に、産学官（企業、公設試、大学等）の研究開発資源の最適な組み合わせからなる研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発を支援します。

研究開発課題の応募区分

<一般枠>

新産業戦略2005に沿った研究開発課題であって、原則として、以下の16の産業分野に該当するテーマを幅広く対象としています。（研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は対象となりません。）

情報通信分野　バイオテクノロジー分野　機械分野　化学分野　エネルギー分野
医療・福祉分野　材料分野　環境分野　住宅産業分野　航空機分野　宇宙分野
自動車分野　繊維分野　食料分野　造船分野　建設分野

ただし、農林水産物の栽培方法等のみに係る開発、ヒトクローンに関する研究開発、臨床試験（前臨床試験を除く。）を伴う研究開発、原子力に関する技術開発等は対象となりません。

<農商工連携枠>

上記一般枠の公募要件に加え、下記の(1)～(2)の各要件を満たす、農林水産業の振興や農林漁村等地域の活性化等に資することが期待される研究開発を対象とします。

- (1) 農林水産業に関連する研究機関又は民間企業等を含む研究体であること。
- (2) 製造業・サービス業等と、農林水産業の有する技術力やノウハウ等を連携させる研究課題を行う研究体であること。

研究開発期間と研究開発費の規模

- 一般枠：1年以内（平成21年3月まで）1億円以内/件
2年以内（平成22年3月まで）初年度目1億円以内/件・2年度目5千万円/件
- 農商工連携枠：2年以内（平成22年3月まで）初年度目1億円以内/件・2年度目5千万円/件

研究体の構成要因

下記により構成します。なお、～のいずれかに「技術シーズ・知見を有する者」及び「大学・高専」又は「公設試・独立行政法人等の試験研究機関」が参画することが必要です。

管理法人（委託先）【必須】

プロジェクトの運営管理、研究体構成員相互の関係調整を行うとともに、事業化の推進（又は推進支援）等を行う機関。

総括事業代表者（プロジェクトマネージャー）【必須】

事業全体の方針決定、工程管理を行うとともに、事業化の観点から当該研究開発の最適化及び研究開発終了後の事業化を推進するための体制・環境の整備を行う者（個人）（原則として研究体の構成員である民間企業に所属）。

研究実施者（再委託先）【必須】

研究者が所属する民間企業、組合、大学、高専、公設試、独立行政法人、第三セクター等（再委託契約等締結可能機関）。原則として、複数の民間企業を含む構成を前提とします（ただし、中小企業が参画する場合は、民間企業は1社でも可）。

アドバイザー【任意】

募集時期

平成20年4月1日～平成20年4月22日

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部産業技術課 011-709-2311（内線2587）

委託事業

地域資源活用型研究開発事業

地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげることを目的に、産学官の共同研究体を組織し、地域に存在する資源（地域資源）を活用した新製品の開発を目指す実用化技術の研究開発を支援します。

対象となる地域資源の範囲（又はに該当）

- ・一次産品（日本標準産業分類で農業、林業、漁業、鉱業に該当するもの）及びそれらの産物の生産・加工過程で発生する副産物等を活用するものであって、1）又は2）に該当するもの
 - 1）地域団体商標の登録がなされた産物等
 - 2）地方自治体の施策等により認められた産物等
- ・地域に根ざした「伝統」や「文化」に依拠した1）～3）のいずれかに該当する技術又は技法等を活用するもの
 - 1）地域に根ざした固有の技術等（地域の伝統工芸に係る技術、産地に根付いている技術等
 - 2）地域団体商標の登録がなされた産物等に係る技術等
 - 3）地方自治体の施策等により認められた技術等

事業の概要

地域の民間企業や大学、公設試、独立行政法人等の試験研究機関からなる共同研究体から実用化研究開発テーマを募集し、採択された案件に対し、委託研究を行います。

<事業メニュー>

- 応募対象者：共同研究体（管理法人による応募）
- 研究開発期間：2年以内
- 研究開発費：初年度3千万円以内/件（次年度2千万円以内/件）

共同研究体の構成

下記により構成します。なお、～のいずれかに「技術シーズ・知見を有する者」及び「大学・高専」又は「公設試・独立行政法人等の試験研究機関」が参画することが必要です。

管理法人（委託先）【必須】

プロジェクト運営管理、共同研究体構成員相互の関係調整を行うとともに、事業化の推進（又は推進支援）等を行う機関。

総括事業代表者（プロジェクトマネージャー）【必須】

事業全体の方針決定、工程管理を行うとともに、事業化の観点から当該研究開発の最適化及び研究開発終了後の事業化を推進するための体制・環境の整備を行う者（個人）（原則として研究体の構成員である民間企業に所属）。

研究実施者（再委託先）【必須】

研究者が所属する民間企業、組合、大学、高専、公設試、独立行政法人、第三セクター等（再委託契約等締結可能機関）、原則として、地域（地域資源の存在する地域）の民間企業を含むことを前提とする。

アドバイザー【任意】

募集時期

平成20年4月1日～平成20年4月22日

【ご利用方法】

- ・支援内容の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部産業技術課

011-709-2311（内線2587）

産学人材育成パートナーシップ事業

業界と大学界が人材育成における横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く対話を行い、具体的行動につなげる『産学人材育成パートナーシップ』での検討結果を踏まえた人材育成プログラムの開発とその実証等を支援し、産学連携によるあらたな人材育成体制の構築を促進します。

事業の概要

1. 事業期間：2年以内
2. 委託費の規模：3000万円程度/件（平成20年度予算総額：17.7億円 前年度からの継続事業を含む。）
3. 応募資格： 応募は、企業等と大学等高等教育機関の産学連携によるコンソーシアムのみが行えます。
コンソーシアム内の体制は、「管理法人(委託先)」、「事業実施機関(再委託先)」で構成されるものとし、コンソーシアム内の人的体制として、提案事業の運営管理に説明責任を持つ「プロジェクトコーディネーター」、開発する人材育成プログラムの品質に説明責任を持つ「プログラム開発リーダー」、及び事業成果の活用等に説明責任を持つ「成果活用・展開責任者」を必要不可欠な構成員として含む必要があります。

募集時期

平成20年6月～平成20年7月(予定)
事業開始は平成20年9月頃を予定しています。

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部産業人材政策課

011-709-2311(内線2560)

高専等を活用した中小企業人材育成事業

本事業は、我が国産業の強みである中小企業の技術力に関し、先端的な技術・設備を有する地元中小企業と教育ノウハウを有する高等専門学校等が連携し、中小企業における現場技術人材の育成に必要な実践的カリキュラムの開発を支援します。

事業の概要

1. 事業期間：1年
2. 委託費の規模：事業費総額3.8億円
3. 対象となる事業主体： 財団法人、社団法人等
認可法人(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等)
NPO
株式会社、有限会社、合資会社、合名会社
中小企業組合
任意団体

募集時期

平成20年3月17日(月)～平成20年4月16日(水)

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部産業人材政策課

011-709-2311(内線2560)

工業高校等実践教育導入事業

地域の産業界と専門高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の企業研修等を行うことにより、若手ものづくり人材を育成するための専門高校の実践的な人材育成プログラムを開発・実証する事業です。

事業の概要

1. 対象者（事業実施機関）：公益法人、認可法人、特定非営利活動法人、民間企業等

本事業は、事業実施機関と都道府県又は政令指定都市教育委員会（以下、「都道府県等教育委員会」という。）が共同提案するものです。従って、事業実施機関が経済産業省に応募するには、同時に、都道府県等教育委員会が文部科学省の実施する「地域産業の担い手育成プロジェクト」に、同様の内容で応募することが条件となります。

2. 事業の内容：

都道府県等教育委員会が事業実施機関と連携して、「人材育成連携推進委員会（仮称）」を設置し、地域・学科の特色、当該地域の産業集積の状況及び地域の中小企業等のニーズに沿った連携方策等を検討する。

「生徒の企業実習」、「企業技術者等による学校での実践的指導」、「教員の企業での高度技術習得」、「専門高校と企業の共同研究」等、地域産業界のニーズを踏まえた専門高校における実践的なものづくり人材育成プログラムを開発し、実証する。

3. 委託費の規模：1箇所あたり、上限1,400万円程度

文部科学省「地域産業の担い手育成プロジェクト」の1箇所あたりの上限は約1,000万円程度

募集時期

平成20年3月12日（水）～平成20年4月14日（月）

[問い合わせ先]

北海道経済産業局地域経済部産業人材政策課

011-709-2311（内線2560）

中小企業総合振興資金（事業活性化資金・産業振興資金）

下記の融資対象となる方に事業資金や設備資金の融資を行います。

事業活性化資金（創業貸付）の融資対象となる方

- 1 これから事業を開始しようとする計画を有する方
（「融資額と同額以上」又は「事業に必要な資金の概ね20%以上」の自己資金が必要です。）
- 2 分社化して新たに事業を開始しようとする会社
- 3 創業（分社化）後5年を経過していない中小企業者等

事業活性化資金（ステップアップ貸付）の融資対象となる方

事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化などを図ろうとする計画（ステップアップ計画）を有する中小企業者等

事業活性化資金（事業革新貸付）の融資対象となる方

- 1 北海道産業振興条例に基づき自社の競争力の強化を図ろうとする方
- 2 新技術、新製品等の開発や活用、事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行う方
- 3 地域における産業や商業等の活性化を図る計画に則った事業を行う中小企業者等
- 4 国際標準化に対応するために製造工程等の改善等を行う中小企業者等
- 5 省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等
- 6 地域における雇用の創出又は確保のための事業を行おうとする方

産業振興資金（企業立地貸付）の融資対象となる方

工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者

主な内容

資金名	貸付区分	融資金額	融資期間	信用保証
		（資金用途）	（うち据置期間）	
事業活性化資金	創業貸付	2,500万円以内 （事業資金）	10年以内 （2年以内）	北海道信用保証協会の保証付きとなります。 必要により、北海道信用保証協会の保証付きとなります。
	ステップアップ貸付	8,000万円以内 （事業資金）	10年以内 （1年以内）	
	事業革新貸付	1億円以内 （事業資金）	10年以内 （1年以内）	
産業振興資金	企業立地貸付	8億円以内 （設備資金）	15年以内 （2年以内）	

融資利率（年率）

資金名	貸付区分	固定金利 （借入時の金利が完済する まで変わりません）		変動金利 （市場実勢に応じ半年毎に 金利が変わります） 融資期間が3年を超える 貸付の場合に選択可
		3年以内	5年以内	
事業活性化資金	創業貸付	3年以内	1.7%	1.7%
		5年以内	1.9%	
		7年以内	2.1%	
		10年以内	2.3%	
	ステップアップ貸付	3年以内	2.0%	2.0%
		5年以内	2.1%	
		7年以内	2.3%	
		10年以内	2.5%	
	事業革新貸付	3年以内	1.7%	1.7%
		5年以内	1.9%	
		7年以内	2.1%	
		10年以内	2.3%	
産業振興資金	企業立地貸付	3年以内	1.7%	1.7%
		5年以内	1.9%	
		7年以内	2.1%	
		10年以内	2.3%	

（平成20年4月1日現在のものですので、最新のものはお問い合わせのうえご確認ください）

【ご利用方法】

- ・資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所、商工会又は北海道中小企業団体中央会に融資あっせんの申し込みをしてください。
- ・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 金融支援グループ 011-204-5346
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

融資制度

設備資金貸付、設備貸与

創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を図ろうとする場合に、(財)北海道中小企業総合支援センターが設備資金の貸し付け並びに設備導入を図ろうとする中小企業者に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースします。

設備資金貸付制度の内容

貸付限度額	・ 設備価格の1/2以内で50万円～4,000万円 創業前又は創業後1年未満の場合は25万円～4,000万円 創業後1年以上5年未満の場合は50万円～6,000万円) * 産業活力再生特別措置法による認定ベンチャー企業に対しては特例措置として設備価格の2/3以内で、66万円～6,000万円
貸付利率	無利子
貸付期間	7年以内 公害防止施設は12年以内(うち据置期間1年以内)

設備貸与制度の内容

	割 賦	リ ース
貸付限度額	100万円～6,000万円(創業前又は創業後1年未満は50万円～3,000万円)	
貸付利率	割賦損料率 年 2.75% 保証金 10%	月額リース料率 3.004～1.406%
貸付期間	7年以内 公害防止施設は12年以内(うち据置期間1年以内)	3～7年

対象となる事業者

- ・ 原則として常用従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(創業前1月(会社設立の場合2月)以内の創業予定者を含む。)
- ・ 対象設備は、創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者の経営基盤の強化に必要な設備として一定の要件を満たすもの。

【ご利用方法】

- ・ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 近代化資金グループ 011-204-5345
(財)北海道中小企業総合支援センター 011-232-2404(設備資金担当部)

新たんばば資金 (新生ほっかいどう資金・ワイド融資)

これから事業を開始しようとする計画を有する方で、自己資金額が開業に必要な資金の概ね20%に満たない方に事業資金の融資を行います。

制度の概要

- ・ 資 金 使 途 : 事業資金
- ・ 融 資 金 額 : 2,500万円以内
- ・ 融 資 期 間 : 10年以内(うち据置1年以内)
- ・ 融 資 利 率 : 金融機関所定の利率
- ・ 担保及び保証人 : 取扱金融機関の定めるところによります
- ・ 償 還 方 法 : 同上
- ・ 信 用 保 証 : 北海道信用保証協会の保証付きとなります
(ただし、保証割合は融資金額のうち50%です)
- ・ 保 証 料 率 : 年1.08%(信用保証協会が定める要件に該当する場合は、0.1～0.2%の割引があります)

【ご利用方法】

- ・ 資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所、商工会に融資あっせんの申し込みをしてください。
- ・ 詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。

[問い合わせ先]

北海道経済部商工局商工金融課 金融支援グループ 011-204-5346
支庁商工労働観光課、小樽商工労働事務所 巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

問い合わせ先一覧

経済産業省関係

団体名	所在地	電話番号
北海道経済産業局 地域経済部 産業人材政策課 産業技術課 新規事業課 産業部 中小企業課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 URL: http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm	011(709)2311
(独)中小企業基盤整備機構 新事業支援部資金助成室	東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 URL: http://www.smrj.go.jp/index.html	03(5470)1539
(独)中小企業基盤整備機構 北海道支部中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道 新連携支援北海道地域戦略会議事務局	札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル8階 URL: http://www.smrj.go.jp/center/hokkaido/index.html	011(738)1365 011(738)2100
中小企業大学校旭川校	旭川市緑が丘東3条2丁目2-1 URL: http://www.smrj.go.jp/asahikawa/	0166(65)1200

厚生労働省関係

団体名	所在地	電話番号
北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL: http://www.hokkaido-labor.go.jp/ 雇用助成金さっぽろセンター H-Q-7札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理	011(709)2311 内線(3685)
北海道労働局雇用均等室	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL: http://www.hokkaido-labor.go.jp/	011(709)2715
(独)雇用・能力開発機構 北海道センター	札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 URL: http://www.ehdo.go.jp/hokkaido/index.html	011(640)8822
(社)北海道高齢・障害者雇用促進協会	札幌市中央区北4条西4丁目1番地札幌国際ビル4階 URL: http://www.ks-hokkaido.or.jp/index.html	011(204)9381 011(242)8581
(財)介護労働安定センター 北海道支部	札幌市中央区南1条西6丁目旭川信金ビル4階	011(219)3157
(財)産業雇用安定センター 北海道事務所 雇用再生本部	札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル8階 URL: http://www.sangyokoyo.or.jp/	011(232)3853 011(200)1103
(財)21世紀職業財団 北海道事務所	札幌市北区北7条西2丁目 東京建物札幌ビル7階	011(707)6198

北海道関係

団体名	所在地	電話番号
北海道 経済部 商工金融課 産業振興課 商業経済交流課 産業立地課 雇用労政課 人材育成課	札幌市中央区北3条西6丁目 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/	011(231)4111
石狩支庁 商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 URL: http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/	011(204)5827
渡島支庁 商工労働観光課	函館市美原4丁目6番16号 URL: http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/	0138(47)9457
檜山支庁 商工労働観光課	檜山郡江差町字陣屋町336-3 URL: http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/	0139(52)6641
後志支庁 商工労働観光課 小樽商工労働事務所	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 URL: http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ 小樽市富岡1丁目14番13号	0136(23)1362 0134(22)5525
空知支庁 商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目 URL: http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/	0126(20)0060

上川支庁 商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目1番1号 URL: http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/	0166(46)5938
留萌支庁 商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1-2 URL: http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/	0164(42)8440
宗谷支庁 商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27 URL: http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/	0162(33)2528
網走支庁 商工労働観光課	網走市北7条西3丁目 URL: http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/	0152(41)0635
胆振支庁 商工労働観光課	室蘭市幸町9番11号 URL: http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/	0143(24)9588
日高支庁 商工労働観光課	浦河郡浦河町栄丘東通56号 URL: http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/	0146(22)9281
十勝支庁 商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目 URL: http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/	0155(27)8537
釧路支庁 商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号 URL: http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/	0154(43)9181
根室支庁 商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地 URL: http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/	0153(24)5619
(財)北海道中小企業総合支援センター 道南支所 道東支所	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センター URL: http://www.hsc.or.jp/ 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター 内 帯広市西2条北2丁目23番地 十勝産業振興センター 内	011(232)2001 0138(34)2600 0155(38)8850

道内八ローワーク（公共職業安定所）

安定所名	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区南10条西14丁目 URL: http://www.hellowork-sapporo.go.jp/	011(562)0101
札幌東	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10 URL: http://www.hellowork-sapporo.go.jp/	011(853)0101
江別出張所	江別市4条1丁目	011(382)2377
札幌北	札幌市東区北16条東4丁目3-1 URL: http://www.hellowork-sapporo.go.jp/	011(743)8609
函館	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎 分庁舎	0138(26)0735
八雲出張所	二海郡八雲町東町232	0137(62)2509
江差出張所	檜山郡江差町姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)0178
旭川	旭川市春光町10-58 URL: http://www10.ocn.ne.jp/~syokuan/	0166(51)0176
富良野出張所	富良野市緑町9-1	0167(23)4121
帯広	帯広市西5条南5丁目2	0155(23)8296
池田分室	中川郡池田町西2条2丁目10番地	015(572)2561
北見	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157(23)6251
遠軽出張所	紋別郡遠軽町1条通北4丁目	0158(42)2779
美幌分室	網走郡美幌町仲町1丁目44番地	0152(73)3555
紋別	紋別市南が丘町7丁目72-5	0158(23)5291
小樽	小樽市色内1丁目10番15号 URL: http://www13.ocn.ne.jp/~otaru-hw/	0134(32)8689
余市分室	余市郡余市町大川町2丁目26番地	0135(22)3288
滝川	滝川市緑町2丁目5番1号	0125(22)3416
砂川出張所	砂川市西6条北5丁目	0125(54)3147
深川分室	深川市1条18番10号	0164(23)2148

釧路	釧路市富士見3丁目2番3号	0154(41)1201
室蘭	室蘭市海岸町1丁目20番地28	0143(22)8689
伊達分室	伊達市網代町5番地4	0142(23)2034
岩見沢	岩見沢市5条東15丁目 岩見沢地方合同庁舎	0126(22)3450
美唄出張所	美唄市東7条北1丁目	0126(63)2195
稚内	稚内市末広4丁目1番25号	0162(34)1120
岩内	岩内郡岩内町字相生199番地の1	0135(62)1262
倶知安分室	虻田郡倶知安町北3条東4丁目	0136(22)0248
留萌	留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎	0164(42)0388
名寄	名寄市西5条南10丁目2-2	01654(2)4326
士別出張所	士別市東4条3丁目	0165(23)3138
浦河	浦河郡浦河町堺町東1丁目5番21号	0146(22)3036
静内分室	日高郡新ひだか町静内山手町5丁目10番8号	0146(42)1734
網走	網走市大曲1丁目1番3号	0152(44)6287
苫小牧	苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎	0144(32)5221
根室	根室市幸町1丁目8番地	0153(23)2161
中標津分室	標津郡中標津町東2条南2丁目1番地1 中標津経済センタービル	0153(72)2544
千歳	千歳市東雲町4丁目2-6	0123(24)2177
夕張出張所	夕張市本町5丁目5番地	0123(52)4411

地域産業支援機関

団体名	所在地	電話番号
(財)函館地域産業振興財団	函館市桔梗町379 URL : http://www.techakodate.or.jp/	0138(34)2600
(財)室蘭テクノセンター	室蘭市東町4丁目28-1 URL : http://www.murotech.or.jp	0143(45)1188
(株)旭川産業高度化センター	旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 URL : http://www.arc-net.co.jp/	0166(68)2820
(社)北見工業技術センター運営協会	北見市三輪1-4 URL : http://www1.kitami-itc.or.jp/	0157(31)2705
(財)十勝圏振興機構	帯広市西22条北2丁目23-9 URL : http://www.tokachi-zaidan.jp/	0155(38)8850
(財)釧路根室圏産業技術振興センター	釧路市鳥取南7丁目2番23号 URL : http://www.senkon-itc.jp/	0154(55)5121

道内の高等技術専門学院

学院名	所在地	電話番号
札幌	札幌市東区北27条東16丁目1番1号 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/	011(781)5541
函館	函館市桔梗町435番地 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/	0138(47)1121
滝川	滝川市文京町4丁目1番1号 URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tps/	0125(24)6128

旭川	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/	0166(65)6667
稚内分校	稚内市末広4丁目2番27号(宗谷合同庁舎内)	0162(33)2636
北見	北見市末広町356番地1 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kts/	0157(24)8024
網走	網走市大曲1丁目6番2号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/aas/	0152(43)4371
室蘭	室蘭市東町3丁目1番11号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/	0143(44)3522
苫小牧	苫小牧市新開町4丁目6番10号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tms/	0144(55)7007
帯広	帯広市西24条北2丁目18番地1 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ois/	0155(37)2319
釧路	釧路市大楽毛南1丁目2番51号 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/	0154(57)8011

地域力連携拠点

団体名	所在地	電話番号
旭川商工会議所	旭川市常磐通1丁目 URL: http://www.ccia.or.jp/index.html	0166(22)8414
北見商工会議所	北見市北3条東1丁目 URL: http://www.okhotsk.or.jp/kitami-cci/	0157(23)4111
釧路商工会議所	釧路市大町1丁目1番1号 URL: http://www.kuhcci.or.jp/	0154(41)4143
札幌商工会議所	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル URL: http://www.sapporo-cci.or.jp/	011(231)1766
苫小牧商工会議所	苫小牧市表町1丁目1番13号 URL: http://cci.tomakomai.or.jp/index.html	0144(33)5454
函館商工会議所	函館市若松町15-7-61 URL: http://www.hakodate.cci.or.jp/	0138(23)1181
室蘭商工会議所	室蘭市海岸町2丁目3番2号 URL: http://nexus.earthcape.ne.jp/murocci/	0143(22)3196
稚内商工会議所	稚内市中央2丁目4番8号 URL: http://www.wakkanai-cci.or.jp/	0162(23)4400
旭川信用金庫	旭川市4条通8丁目 URL: http://www.shinkin.co.jp/ask/	0166(26)1161
帯広信用金庫	帯広市西3条南7丁目2番地 URL: http://www.obishin.co.jp/	0155(28)6100
空知信用金庫	岩見沢市3条西6丁目2番地1 URL: http://www.shinkin.co.jp/sorachi/	0126(22)1150
大地みらい信用金庫	根室市梅ヶ枝町3丁目15番地 URL: http://www.daichimirai.co.jp/	0154(23)5351
北海信用金庫	余市郡余市町黒川町4丁目5番地 URL: http://www.shinkin.co.jp/hokkai/	0134(27)7106
(株)北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目 URL: http://www.hokkaidobank.co.jp/	011(233)1069
(財)さっぽろ産業振興財団	札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 URL: http://www.sec.or.jp/top/	011(200)5511
(財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル URL: http://www.hsc.or.jp/index.cgi	011(232)2402

北海道商工会連合会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL: http://ameblo.jp/shokokai-hokkaido	011(251)0102
北海道中小企業団体中央会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL: http://www.h-chuokai.or.jp/	011(231)1919
(社)北海道中小企業診断士会	札幌市中央区北4条西6丁目1番地毎日札幌会館 URL: http://www.shindan-hkd.org/xoops/modules/none1/	011(231)1377

その他関係機関

団体名	所在地	電話番号
北海道信用保証協会	札幌市中央区大通西14丁目1番地 URL: http://www.cgc-hokkaido.or.jp/	011(241)5554
北海道中小企業団体中央会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル URL: http://www.h-chuokai.or.jp/	011(231)1919
北海道若年者就職支援センター (ジョブカフェ北海道) [地方拠点] ジョブカフェ函館 ジョブカフェ旭川 ジョブカフェ釧路 ジョブカフェ帯広 ジョブカフェ北見	札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7F URL: http://www.jobcafe-h.jp/ 函館市大森町2番14号 サン・リフレ函館2階 旭川市4条通8丁目右1号 ツジビル4階ワークスペース 旭川内 釧路市錦町2-4 釧路フィッシャー・マンズ ワークMOO 2階 (EGG側) 帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅イスタ東館2階 北見市北2条西3丁目ナブビル1階 北見市雇用就業サポートセンター内	011(209)4510
北海道職業能力開発協会	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 URL: http://www.h-syokunou.or.jp/	011(825)2385